

しっかりとバックアップできるように、我々自身も研さんを積んでまいりたい、そのように考えて
いるところでござります。

これについては、今後どんなスケジュール感で進めていかれるのか、御教示をお願いしたいと思

最初に、除染についてお伺いをいたします。
除染なくして復興なし、そのような思いで取り組んでいただいているものと思いますけれども、現在の除染の状況、とりわけ直轄地域の進行状況

○小林政府参考人 今行つております本格除染は、基本的には平成二十四年度と二十五年度で何とかめどをつけていきたいということでござります。

につきまして、その状況を御教示いただきたいのと、仮におくれがあるような場合、その場合につきましての理由といいますか、その状況、それの御説明をお願いいたします。

す。そういう中で、今、二十四年度も終わりかけ
ております。そういう意味で、加速化が必要とい
うふうに考えているところでござります。

○小林政府参考人 除染につきましての現状、事実関係について御報告を申し上げます。

除染、特に国が直接行ないます直轄地域、これは

ざいます賠償問題あるいは区域の見直しの問題、これは大分議論が進みまして、そういう意味で、除染につきまして本格的な議論ができる状態に

福島県の十一の市町村がお集めでござります。その中で、順調に進捗している市町村もござりますが、御指摘ございましたように、賠償や区域の見直しの議論に時間を要し、除染計画が未策定

なっております。

である、あるいはできるのがおくれたというよう
な市町村がございます。また、実際に計画をつくり
た後でございましても、仮置き場の確保、ここに
除染した土壤などを運び込むわけではございません。

す。
こういうことをでこに、おくれでいるところにつきましては進捗を図りたいと考えていろいろでござります。

それから、一件一件について同意を取得するということにつきまして、時間を要している、あるいは要した市町村がございまして、そういう意味で、進歩も止まらないばかりでなく、必ずござる。

○うえの委員 今お話をあつた中間貯蔵施設につきましては、ロードマップが公表されているわけですが、先般の不適切な除染等々の問題でございまして、一部、その進歩をどうして、もう

具体的には、国直轄の除染対象十一市町村のうち、九市町村におきまして計画を策定済みでござります。

この中間貯蔵施設の調査の状況、それと、地元もございまして、一昔、その道場がおくれでいふなど、というようなお話を伺ひをしているところです。

川俣町と葛尾村につきましては、発注準備中でござります。うち、四つの市町村、田村市、檜葉町、川内村、飯館村では、本格的な除染作業を実施しているところでございます。また、二つの町村、

○小林政府参考人 中間貯蔵施設につきましては、時間にかけまして地元と相談をしてきておりたいと思います。町との交渉状況につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

引き続き、計画の策定、また除染事業の推進を
しっかりとやってまいりたいと考えております。
○うえの委員 今のお話でもわかりますとおり、
五つの市、町では、計画の策定が未確定であつた
り、具体的に進捗していないという状況でござい
ります。

ます。
昨年の八月に、具体的に場所を示し、まず調査をさせていただきたいというふうなことをお願いいたしましてからも、県それから該当の三町ももちろんでございますし、周辺の、八つの双葉郡の方々と随分いろいろな議論を重ねてきたところ

でござります。そういう中で、昨年の十一月には、福島県知事から、調査については受け入れようというような表明をいただいたところでございまして、その後、引き続いて該当の町村と議論を進めております。三月一日には、調査を行う事業者の選定、契約を終えたというような段階でござります。

現在、必要な準備を進めておりまして、今後、地元の御意見を丁寧に聞きながら、順次、現地踏査、ボーリング調査などを開始していきたいと考えているところでござります。

○うえの委員 今御説明いただいたとおりだと思いますが、やはり地元の御意向というのが非常に大事だというふうに思います。

ここ数日の新聞報道を見ても、新しい町長さんが誕生されて、前に進みそうなところもあるわけですが、一方で、環境省との協議が事実上ストップしているというような町もあるやに伺っております。

いろいろな課題、本当に非常に難しい課題だとは思いますが、やはり環境省としてのしっかりとリーダーシップをぜひ發揮していただきて、ある程度タイムスケジュールをもう一度明確にしていただいて、その上で地元の方の御了解を得ただいていくことが非常に大事だというふうに思います。

また、今後の実施体制についても、やはり体制をもつと拡充すべきではないかというような御意見もあるかと思います。

そうしたことでも含めまして、今後の取り組みにつきまして、大臣の御所見あるいは決意をお伺いしたいと思います。

○石原国務大臣 ただいまうえの委員が御議論いたしました除染と中間貯蔵施設除染を進めますと、当然廃棄物が出てまいります。これが仮置き場に置かれている。また、仮置き場をつくることができませんと、除染をしたくてもできない。そんな中で、三町の皆様、双葉の方は新しい町長さんも御誕生になられまして、まだお会いはし

ただいた話の中では、調査を受け入れるというようなお話をもいただいておりますので、これで、三町がそろって調査を行い、五月の連休ぐらいまではしっかりと調査を終了して、第三者が客観的な安全基準、もちろん、委員が御指摘のとおり、地元の方々の御同意なくして物事は進みませんので、これをしっかりと理解していくだく。こういうことで、事前調査を行った上で、施設の安全性の具体的なイメージというものをお示しして、理解を得て、平成二十七年当初から中間貯蔵施設の使用を開始できるよう最大限努力をしていく。これは前政権のときから変わらぬ目標であります。ですが、政権交代いたしましたけれども、この目的に向かって、しっかりとスケジュール管理を委員の御指摘のとおり行わせていただきたいと考えております。

わけでございます。医療の問題もございます。ただ、その中で、情報によれば、今回、環境分野というものが新しくチャプターが立つ、一つ項目が起これるというふうな状況でございまして、二十分野の中にも環境という問題が入っているわけでございます。

とりわけ懸念されるのは漁業補助金の問題でして、漁港の整備であったり漁場環境の整備、あるいは共済制度、いろいろな、国としての、あるいは地方団体としての支出で応援をしている部分があるわけでございますが、それについての取り扱いはどうなのかということは非常に心配をされるわけであります。ここは、TPP交渉の中で守るべき分野だというふうに思います。

一方で、一般的なとしますか、それ以外の環境分野につきましては、これは、日本がこれまで積み上げてきたさまざまな技術や、あるいは世界にも冠たるような制度があるわけでございまして、今度は、TPPにおいて、環境分野においては攻める分野といふのも相当程度あるだろうというふうに思つておるところでございます。

この攻めの分野について、これまでのFTA等々の交渉でも一定の議論があつたんだろうといふに思いますが、今度、新たにTPPの交渉参加に当たって、どういった姿勢、あるいはどういった観点を大切にされて臨まれるおつもりなのか、これは環境大臣の御決意なり御所見をお伺いしたいと思います。

○石原國務大臣 ただいまのうえの委員の御指摘になられた点は、大変重要な点だと思っておりま

す。

TPP二十一作業分野に関する検討会での議論を拝見いたしましても、EPA、FTAでは、貿易や投資の促進を理由として環境基準を緩和しないことが規定されているものが大宗であるとあります。我が国の厳しい、国民の安心、安全のために絶対に必要な環境基準と、他の理由をもつて緩和をするというようなことはやはりあつてはならない、こういう基本姿勢で臨ませて

○うえの委員 国内の基準につきましては、これを緩和してほかの国からの投資環境を整えるということは断じてあってはいけないと思いますので、この環境基準、しっかりと守つていただくようお願いをしたいというふうに思います。

それと同時に、攻めるという意味でいえば、ほのかの国に対する、あるいはいろいろな環境基準を引き上げてほしいというような要請であつたり、あるいは環境物品、環境サービス、こうしたものについて、もし何らかの、関税なりの障壁があるのであれば、それを引き下げていただく、それによつて日本の国益を実現していくことにも十分参考されるんだろうというふうに思います。

これにつきましては答弁は結構でございますけれども、やはりそうした攻めの姿勢で、一体環境分野がTPP交渉においてどういった我が国の国益につながるのか、そういう観点も十分に踏まえた御検討というものをぜひお願いしたい。これは御要請だけにさせていただきますが、お願いをしたいと思います。

次に、中国との関係、とりわけ大気汚染の関係につきまして質問をさせていただきたいと思いま

す。

テレビ報道でもいろいろな形で報道されているわけでございますが、北京なりあるいは中国のいろいろな都市のまるで濃霧に覆われたような状況を見て、大変衝撃、ショックを受けていらっしゃるような方もたくさんいらっしゃると思います。先般就任をされました李首相、新首相自身も、こ

ういうような大気汚染の問題、状況を見て氣分が重くなつたといふふうに思います。それぐらい、中国国内でも今大変な大きな問題になつてしまつたのがござります。特にこのPM二・五は、最近になりまして世界各国が取り組み出した課題でございまして、必ずしも古いデータがございませんが、中国との関係でござりますと、一番古くは、多分、酸性雨の原因物質が、中国の硫黄酸化物でありま

います。

○小林政府参考人 今関心を高めております中国の大気汚染の問題でございます。

大気汚染、特に微小の粒子状物質PM二・五につきまして、いろいろな議論がございますので、私ども専門家による検討も行つておるところでございます。

それによりますと、ことしの冬の状態、というの

は、昨年あるいは一昨年と、やや高くなつて

いるといふことでござりますが、どこに要因が

あるかということにつきましては、大陸からの越

境汚染の影響も考えられるというようなことが専

門家から指摘をされているところでございます。

一方で、こういった越境汚染によります影響の

程度は、地域、また時期によつても違つてくる部

分がございます。詳細につきましては、定量的に、

より詳細な分析をして明らかにしていかたいとい

うふうに考えておるところでございます。

中国政府とは、従来から環境をめぐるいろいろな議論の場がございますが、特にこの問題について、担当の課長も向こうに行きました。これは、中国国民にとってもちろんございますが、在留邦人の問題もございます。また、日本への影響も与えかねない問題だということで、高い関心を持って注視しているというようなことを伝え、今後議論していくこう、こういう流れにあるというこ

とでございます。

○うえの委員 今のお話ですと、昨年、一昨年よ

りは多少ふえましたというお話なんですが、では、

仮に十年前、二十年前に比べると、やはり全然違

うんじやないです。その状況というのはどうい

うふうに御認識されているんでしようか。

○小林政府参考人 大気汚染物質はいろいろなものがござります。特にこのPM二・五は、最近になりまして世界各国が取り組み出した課題でございまして、必ずしも古いデータがございませんが、

中国との関係でござりますと、一番古くは、多分、

酸性雨の原因物質が、中国の硫黄酸化物でありま

したり窒素酸化物でありましたり、これが影響があつたのではないかという議論がかなり古くからございました。これにつきましては、日中間で研究をしていこうといふような体制もございまして、長らく研究をしてきていたところでございます。

また、光化学の問題ですか、それから黄砂の

問題なども含めまして、いろいろな分野から議論をしてきておりまして、中国の対策に日本も協力を

していこう、こういう流れでございます。

そういう意味で、中国は今、発展とともに大気汚染がますます著しくなつてゐる傾向にあると思

います。日本の場合は、大分努力をして下がつて

きておりまして、そういう意味で、越境移動の注

目される度合いがふえていくというような流れに

あると思います。

そういう中で、中国についての状況、また両国

の協力について、一層緊密にやつていく必要が

あります。日本の場合は、大分努力をして下がつ

ておるところでございます。

そこで、まず、中国についての状況、また両国

の協力について、一層緊密にやつていく必要が

あります。

</

その中で、さつきも申しましたように、從来からいろいろな協力関係がございますが、既に実施している協力関係、技術協力などにつきましては引き続き推進をしていくとともに、さらなる協力の可能性ということについても検討していくことを、検討していくことにつきましては一致をしているところでございます。

先生おっしゃいましたように、両国にわたる問題でございます。あるいは、アジア全体の問題でございますので、日中両国が協力して対策が強化していく様子に、引き続き意見交換を行つてまいりたいと考えております。

○うえの委員 中国とのいろいろな技術協力、これは、恐らく今まではODAという形の中で円借款をやつたりあるいは無償協力というようなことがあったと思うんです。それは、前の前の政権、自民党政権時代にストップをしたというふうに思つてゐるんですが、今後の技術協力のあり方、どういった姿勢、どういった観点が大事なのか。あるいは、今の、何らかのネットワークがあつて、その場で検討が進められてゐるのであれば、それも含めて御説明をお願いしたいと思います。

○関政府参考人 現在、日本と中国の間におきましては、一部、人の派遣等で、ODA、JICAを通じた派遣はございますけれども、基本的に環境分野で、水や大気汚染について、双方が応分の負担をいたしまして現地で実証試験を行う、こういうふうな水平協力的な協力が主でござります。あるいは、加えまして、政府が日本のすぐれた民間企業の技術を紹介することによって、民ベースで環境対策が進み、なおかつ中国で日本の環境ビジネスが振興する、こういう方向で進められているところでございます。

○うえの委員 今後どういった形で技術協力を進めるかというのは非常に難しいと思うんです。

今までと同じように、一方的に中国に対して何でも協力しますよという姿勢で本当にいいのかどうか。今、中国との関係が非常に微妙な時期でありますから、そうした関係でいいのかどうかとい

うのはいろいろ議論があるところだというふうに思ひます。

ただ、一方で、中国との関係、尖閣諸島の問題以来、いろいろなチャンネルが閉ざされている可能性があると思うんですが、そうした中で、環境分野というのは、環境を守るという非常に大義のある分野でございますので、そこのチャンネルといふのを開けておくことは非常に大事だと思ひますので、そうした観点も踏まえた御検討というのをぜひお願いしたいというふうに思ひます。

それで、大臣にお伺いをさせていただきたいと思ひます。

絆論的なお話を結構なんですが、攻めの環境外交などいうフレーズの中で、やはり公害のデパートだと言われる中国とどういった姿勢で向き合つていくのかということは非常に大事だと思っております。

私は、やはり東アジアにおいても、越境の大気汚染の問題に対する何らかの新しい枠組みというものをつくり上げる必要があるのでないかといふふうに思つてゐるところでございまして、そうした観点も踏まえて、今後、对中国あるいはアジアの大気汚染の問題にどのような姿勢で臨まれるのか。あるいは、五月に日中韓の環境大臣会合が開かれるというふうにお伺いをしておりますが、お願いしたいと思います。

○石原国務大臣 ただいまうえの委員が御議論された点が、私も大変重要な点だと思っております。尖閣諸島の領有をめぐつて、もちろんこれは我が国の固有の領土でありますけれども、ぎくしゃくした日中関係の中でも、委員のお言葉を拝借する

と、環境問題の解決には大義がある。まさに日中両国の戦略的互恵関係の重要なテーマとしてこの問題を取り上げ、今委員御指摘のように、五月には大臣会合も予定されております。

野田政権の中できくしやくした中国関係の中、閣僚級の交流というものはとまっておりません。これもまた、北九州で今回は予定されておりんですけれども、こういうマルチの中日韓会合、重要な機会であるということはもう私もそのとおりだと思いますし、後段の御指摘にございましたように、中国を含むアジア全域、委員はストックホルムで開催された欧州の経済委員会環境大臣会合のことについて御言及されましたけれども、バイ、マルチの機会を通じて関係諸国や関係機関と、これは人類の生存にかかわる重要なテーマでありますので、協議を重ねて、幅広い国あるいは共通の理解をマルチの場も活用して図つていくということが肝要である、こんなふうに考えております。

○うえの委員 大臣、ありがとうございます。そのような姿勢、ぜひ私ども、できる部分についてもしっかりと応援をさせていただきたいと思います。

最後になりますが、私、滋賀県でございますので、琵琶湖の問題に少しだけ触れさせていただきたいと思います。

琵琶湖の環境保全、一千四百万人の水がめとして、これまで国としてもいろいろな形で応援をいたしてきましたわけでございます。私ども自由民主党として、今議員立法で琵琶湖再生法というのを、これは実は四年前に一度国会に提出をさせていたいたいんですが、それをもう一回、再提出ができるように、議員立法という形になろうかと思います。長浜市で進められていて、約二十ヘクタールを、内湖であったものが一旦田んぼになつた、その二十ヘクタール分について、もう一回自然再生をしようという事業が進められているわけでございます。

これは、十年、あるいはもっと期間のかかる事業でございますけれども、今環境省の方からいろいろな御支援もいただいているところでございまして、その二十一ヘクタール分について、もう一回自然再生をしようという事業が進められているわけでございます。

これは、十年、あるいはもうと期間のかかる事業でございますけれども、今環境省の方からいろいろな御支援もいただいているところでございまして、その二十一ヘクタール分について、もう一回自然再生をしようという事業が進められているわけでございます。

これは、十年、あるいはもうと期間のかかる事業でございますけれども、今環境省の方からいろいろな御支援もいただいているところでございまして、その二十一ヘクタール分について、もう一回自然再生をしようという事業が進められているわけでございます。

内湖というのは、国内の湖沼では余り見られないと、琵琶湖側と陸地側をつなぐ、そこに湿地帯ができる。この湿地帯が、いろいろな動植物、在来種の生息環境には本当にしばらくのところでもござります。縄文時代あるいは弥生時代から人がそのまま利用して、いろいろなりわいを行つていたというような痕跡も残つてゐるわけでござります。

いろいろな物資を運んだり、あるいは農業を行つたり、自然環境としての価値といふことだけではなくて、自然とそれから人が共生をして相互に利用し合う、そういう特異な、あるいはすばらしい環境がこの内湖といふところでござります。この内湖、実は、琵琶湖の総合開発が行われ、だんだんと干拓地になつてしまつ、水田になつてしまつて、その内湖を使つて、クリークを利用して、いろいろな物資を運んだり、あるいは農業を行つたり、自然環境としての価値といふことだけではなくて、自然とそれから人が共生をして相互に利用し合う、そういう特異な、あるいはすばらしい環境がこの内湖といふところでござります。

きたいというふうに思つてゐるところでございました。これにつきまして御所見をお願いしたいと思います。

○田中副大臣 今のうえの議員の地元の、そして日本の、世界の宝物とも言われる琵琶湖の件について、環境省の考え方をお話させていただきたいと思います。

早崎内湖自然再生事業は、今お話をありましたように、失われた内湖の水辺環境を保全、再生する先進的な取り組みであるというふうに認識をしておりまして、これまで、平成十八年度から環境省としても、平成十七年に創設をした自然環境整備交付金等によりまして、補助率四五%でございましたが、継続的に支援をしてまいりました。

滋賀県においても、この自然再生事業を積極的に実施していくという考え方でございまして、今後も我々は継続的な財政支援の措置を前向きに検討しておるところでございます。

今までも、平成十八年度から二十四年度の間でございますが、総事業費が二億五千百二十三万四千円でありますし、そのうち国費が一億一千三百五万五千円となつております。

二期五年、今後平成二十五年から二十九年度ということで、県の方からもお話を来ておりまして、総事業費は八億一千三百七十八万九千円は見込まれているようですが、これまで、国費も三億六千六百二十万五千円を考えておるところでございます。

ことしの単年度につきましても、国費を四千四百一十七万五千円、こうしたことでござりますので、我々もできる限りの対応をしてまいりたいと存ります。

○うえの委員 どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

○吉野委員長 次に、江田康幸君。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございました。本日は、石原環境大臣の所信に対する質問をさ

せていただきます。

本日は、石原大臣を初め政務三役の皆様、おくればせながら、御就任おめでとうございます。政策を中心的に質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、今後の地球温暖化対策の方針性について伺わせていただきますが、東日本大震災以降、我が国のエネルギー政策は大きな岐路に立つてゐるわけであります。

公明党は、原発事故を直視して、将来的には原子力に依存しない社会を目指すことを決定しております。一方で、自公連立政権においても、省エネ、再エネの加速的導入や、また火力発電の高効率化等の推進記をしておるところでございます。

こうした中で、三月十五日、原発を含めた工不ルギー政策の基本であるエネルギー基本計画の見直しが総合資源エネルギー調査会で再開されました。表裏一体の関係にある温暖化対策の計画の見直しも、今後策定されていくことになるかと思います。従来の二五%の削減目標は、一月二十五日に発出された総理指示により、ゼロベースで見直されることとなつております。

一方で、自公政権時のラクイラ・サミットでは、世界全体の排出量を二〇五〇年までに少なくとも五〇%削減するとし、先進国全体で八〇%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととされました。また、昨年閣議決定されました第四次環境基本計画においても、二〇五〇年までに八〇%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしたところです。これで終わります。ありがとうございました。

○吉野委員長 次に、江田康幸君。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございました。本日は、石原環境大臣の所信に対する質問をさ

らないと思います。

今後は、エネルギー基本計画の見直しを踏まえ、新たな温暖化対策を策定していくことになりますけれども、中期目標を含めた新たな温暖化対策の構築に向けて、大臣にリーダーシップを發揮していただきたいと思います。COP19までしっかりとまとめる、日本としてある程度のことをしつかりと示さなければいけないと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、今後の地球温暖化対策の方針性について伺わせていただきますが、東日本大震災以降、我が国のエネルギー政策は大きな岐路に立つてゐるところを念願して、私の質問に入らせていただきます。

本日は、今後の地球温暖化対策とエネルギー対策を中心に質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○石原國務大臣 江田委員、ありがとうございます。

すとまずお話をさせていただきたいと思うんで

す。

というのは、二年前の発災以来、地球温暖化に

対する取り組みといつものがどうしても埋没しがちになつてきたと思います。そんな中で、御党であります公明党の皆さんのが、この問題、特に、やはりこれは人類共通の課題なんですね、生存権といふものと非常に根幹にかかわる。産業革命のときから平均気温を二度以内に抑えていかないと、今世界各国で起つてゐる異常気象に象徴されるような天変地異ですか、こういうものが非常に起こる確率が高まるということが学者の間で当たり前に語られている。そういうふうな認識のもとで、私たちはこの問題に取り組んでいかなければならぬと思います。

少し大きめの言葉をすると、将来の国、あるいはそこで暮らす人の命、あるいは財産、体、こ

ういうものをしっかりと守つていくために、今、長期目標についても御言及がありましたがけれども、私たち環境省としては、二〇五〇年までの長期目標堅持というきつい決意を持っておりますので、ぜひこれからもしっかりとサポートをしていただ

きますことを最後にお願い申し上げたいと思いま

す。

○江田(康)委員 大臣の認識も、地球温暖化対策をしっかりと進めていかなければならないという御認識であるということをお伺いいたしました。

特に、我が国において中期目標がない中において、この長期目標をしっかりと踏まえて今後の温暖化対策を進めていく、このことは非常に重要である

かと思いますので、大臣、どうぞ力強いリーダーシップで頑張っていただきたいと思います。

○江田(康)委員 大臣の認識も、地球温暖化対策をしっかりと進めていかなければならないとい

ます。まず、風力発電の普及拡大についてお伺いをさせていただきます。

風力は、発電コストは安いですよ。そして、再生可能エネルギーの大規模な導入拡大のためには、風力発電の導入拡大が必要不可欠だと確信しております。

そこで、幾つかの課題についてお伺いをさせて

いただきます。

まず、風力発電の普及拡大についてお伺いをさせ

ます。

我が国は四方を海に囲まれておりますので、島

国という条件により、陸上風力よりも海上風力の

ボテンシャルが非常に高い。既に、铫子沖では着

床式の風車が設置されて、実証研究が行われてい

るところがありますが、ヨーロッパと異なつて遠

浅の海底が少ない我が国では、今後、特に浮体式、

海に浮く形の風力発電が鍵となつてくるかと思

います。

この浮体式風力発電につきましては、現在、福

島県沖、それと九州の長崎県の五島列島沖で

実証事業が進められてゐるところであります。

昨年八月、ここにいらつしやいます何人かの先

生方の皆様とともに、この衆議院環境委員会で

いたきました。観察直前に大型の台風が通過

したところであつたということですが、全

くその影響は見られず、その技術力の高さと将

来性は大いに期待が持てるものでございました。

石原大臣もこの実証機を視察されたと伺つておりますが、視察を踏ました上での洋上風力への期待について、まず伺いたいと思います。また、世界的にもまだ技術が確立されておらず、実用化で先行できれば、この分野で世界をリードする一大産業に発展する可能性は高いと思います。

石原大臣は、洋上風力発電の能力を百万キロワット以上にしたないと新たな導入目標について言及をされましたけれども、政府の導入目標と実用化に向けた取り組み、そして具体的なスケジュールについてお伺いをさせていただきます。

○石原國務大臣 環境委員会の皆様方が昨年御視察されたということを聞きまして、私も、先々週ですか、行つてまいりました。

洋上風力発電は相当ボテンシャルがあるなどということを私も実感させていただきました。そして、その技術力の高さ、私も動画等では見たことがあつたんですけども、実際に、これは試験機でありますけれども、七十メートルのものが水の中と地上に浮いておりまして、二十二メートルのプロペラが回つて電力をつくり出している。委員が速が五十メートルだったと聞いておりますけれども、これに耐えたわけであります。

やはり、原発の依存度というものはこれから下がいかなければならぬ、そんな中で、再生可能エネルギーの占める位置というものは大変これから期待もあるんですけども、三番バッター、四番バッターがまだ誰であるかというのがわからぬ段階で、この浮体式の洋上風力というものを三番バッター、四番バッターにしていくようにしていかなければならぬということを痛感いたしました。

ことしの夏には、二十二メートルの風車が八十メートルになるそうでございます。そうしますと、二メガワット、一千キロワットですかの発電が可能になります。そうしますと、それで賄われるのとは、多分八百世帯ぐらいの電力が十分に賄われる事になるわけでございますので、まさに、自立

をして分散型エネルギー社会をつくつていく上で、これは非常に重要であります。

委員のお地元の九州等々には離島もあります。離島等々で風が一定しているところ、日本でも北海道、東北などにもいいところはたくさんあると思ひますので、こういうところで、現在二万五千キロワットぐらいの発電量でありますけれども、

二〇二〇年には四十倍の百万キロワット、原発一基分ぐらいの発電を目指して取り組んでいく。

また、そのボテンシャル。先ほど来しつこいよう言つておりますが、日本のテクノロジーがありますので、これに対してヨーロッパの方々も視察に来るぐらいでありますので、これを何とか実用化して、日本の風力発電、洋上風力に適したところにこういうものをふやしていくということを行つていかななければならない。

ぜひまた、二十メートルのプロペラから八十分メートルのプロペラになるということです。

そこで、環境委員会の新しい委員の方々にも見ていただき、再生可能エネルギー導入の糸口を発見していただければと思っているところでございま

す。

○江田(康)委員 今大臣から洋上風力発電、特に浮体式について、もう詳しい説明をいただきまして感謝いたします。

この洋上風力発電を含めて、やはり風力発電と浮体式について、もう詳しい説明をいただきまして感謝いたします。

この洋上風力発電を含めて、再生可能エネルギーを全て賄えるという量でもございます。特に、やはり日本国も、御多分に漏れず火山国であります。私見たことがあるのは、八丈島の小さな施設だけは見ただけであります。

この洋上風力発電を含めて、再生可能エネルギーの安定供給に向けて非常に重要な位置を占めます。

この洋上風力発電とともに、地熱発電でございます。その風力発電とともに、地熱発電でございます。その

普及拡大について質問をさせていただきます。

我が国は火山が多い、地下深部にはマグマが存在して膨大なエネルギーが蓄積されているわけでありますけれども、地熱発電は純国産の貴重なエネルギー資源でございまして、高い供給安定性がございます。また原子力発電にかわるベース電

源として、十分これは期待できると思われます。

現在、地熱発電設備は全国十八カ所に約五十四万キロワットの発電設備を有しておりますけれども、そのボテンシャルは、原発約二十三基分に相当する二千三百四十七万キロワットもの地下資源が存在すると言われております。印度ネシアやアメリカと並ぶ、世界最大級の地熱資源量を有しているわけであります。

また私の地元のお話で恐縮でございますけれども、九州では、九州電力の八丁原地熱発電所がありまして、一九七七年以降稼働を続けています。

ぜひまた、一九七七年以降稼働を続けています。この発電所は、十一万キロワットの発電力を誇る、日本最大の地熱発電所でございます。

まず、大臣、資源量からも技術力からも期待できる地熱発電の普及拡大に対する大臣の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

○石原國務大臣 きょうはやけに気が合つて恐縮なんですが、私も、これは大臣就任以来、一番関心を持つたところでございます。

アイスランドは、四十万人の人口の国でしかねませんが、私は、これは大臣就任以来、一番関心を持つたところでございます。

この洋上風力発電を含めて、やはり風力発電と浮体式について、もう詳しい説明をいただきまして感謝いたします。

この洋上風力発電を含めて、再生可能エネルギーを全て賄えるという量でもございます。特に、やはり日本国も、御多分に漏れず火山国であります。私が見たことがあるのは、八丈島の小さな施設だけは見ただけであります。

この洋上風力発電を含めて、再生可能エネルギーの安定供給に向けて非常に重要な位置を占めます。

この洋上風力発電を含めて、再生可能エネルギーの安定供給に向けて非常に重要な位置を占めます。

この洋上風力発電を含めて、再生可能エネルギーの安定供給に向けて非常に重要な位置を占めます。

この洋上風力発電を含めて、再生可能エネルギーの安定供給に向けて非常に重要な位置を占めます。

いうような話をしましたように、この地熱もこれから、今もう既に北海道の方で手を挙げていらっしゃる方々も出てきております。それで、九州はやはり、ある金融機関の頭取と話をして、自分が自分の銀行で持つてある土地でこれを試みてみた

みたいな話を伺っております。

こういうものもあわせて、再生可能エネルギーを普及していく上で、これもまた自立分散型の典

型的なものだと思いますので、もちろん大きな施設になつて景観を害するとかそういうことのないよう、環境に優しい形での地熱発電所というのも、これからぜひ委員ともども応援をしていなければならぬ、重要な再生可能エネルギーの翼を担うものであるというふうに認識をさせていただいております。

○江田(康)委員 石原大臣が一番関心を持つてゐるのは、大変うれしく存じます。

私も一番関心を持つてゐるものでございまして、再生可能エネルギーの三番バッター、四番バッ

ターに当然なつてくるものと私は思いますけれども、今大臣がおつしやいましたように、これまで規制が大変大きなネックになつてました。環境アセスも十年はかかるんじゃないか、こういうような

ことでおくれてきたわけでございますけれども、昨年の三月には、環境省によつて国立・国定公園内の規制緩和が図られたところでござります。これで、現在、五地域において開発調査が計画され進められていております。大きく進みました。

しかし、その一方で、先ほどもございましたけ

れども、やはりこれを実用化していく中において一番ネットになつてくるのが、我が九州などは地熱資源が多くあります。古くから、同時に温泉

があることが多いわけであります。地熱発電の開発によって、地下水位が下がつて、近隣の温泉の湧出量を減少させるのではないか、枯渇させるのではないか、こういう懸念があつたわけであります。

私の熊本におきましても、熊本は、火の国熊本

というふうに言われるほどに地熱資源が多いわけ

でありますけれども、地熱の活用が、十分に生かされていない。大分側に、また鹿児島県側にその開発が偏っているという状況にありました。

そのため、熊本県では、地熱ボテンシャルの可能性の高い阿蘇地域において、熊本県地熱・温泉研究会を設置して、地域の事業者、有識者、温泉事業者の皆さんのが地熱開発事業の円滑な推進について議論を始めています。

ここで、最後にお伺いしておきますが、地熱発電を推進していくに当たって、地元への丁寧な説明をいかに適切に行つて理解を得ていくか、それは科学的根拠を持つてしっかりとやつていく必要がございますけれども、この合意形成に向けた政府としての支援方針について、改めて大臣にお伺いをさせていただきたいと思います。

○関政府参考人 委員御指摘のとおり、地熱は大変有望な再生可能エネルギーでございますけれども、地熱が有望なところというのは温泉地帯でございまして、私の故郷もそうでござりますけれども、温泉事業者さんはやはり大変懸念をされる方もいらっしゃいます。

環境省といたしましては、新たな予算を計上させていただきまして、まずは、科学的にどうなつてあるかという情報を収集し、わかりやすく御提供する。地域の中での利害関係者が協議体をつくって意見交換をし、正しく認識していただきたいと思います。

環境省といたしましては、新たな予算を計上させていただきまして、まずは、科学的にどうなつてあるかという情報を収集し、わかりやすく御提供する。地域の中での利害関係者が協議体をつくって意見交換をし、正しく認識していただきたいと思います。

○江田(康)委員 しっかりと取り組んでいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、火力発電の高効率化について質問をさせていただきます。それとともに、今進行中の東京電力の火力発電の入札についてもお伺いをさせ

ていただきたいと思います。

まず、東日本大震災以降、原発が停止する中で、化石燃料が電源構成に占める割合は九〇%を超える水準で推移しています。化石燃料の中でも比較的CO₂の排出量が少ない天然ガスが急増しているわけであります。電力各社は一斉に電気料金の値上げ申請に踏み切りました。

将来的には大幅な省エネや再生可能エネルギーの加速的導入が重要であることは論をまちませんけれども、当面はやはり化石燃料による火力発電に依存せざるを得ない。そういう現実がございます。このためにも、火力発電の高効率化を早急に進めていくことが何よりも重要だと思います。

ここで、東京電力の火力電源入札の件についてお伺いをさせていただきます。

東京電力は、ベース電源二百六十万キロワットについて、ほかの事業者から購入するための入札を行つことを発表いたしました。ところが、東京電力が条件とする発電単価が非常に安いことから、これを満たす電源は石炭火力しかないとの見方が多く、当初からこれは問題、課題になつておりました。

我が国の温暖化目標が設定されていない状況で石炭火力発電がふえていく状況となれば、地球温暖化対策の見通しはますます不透明になつていい年間に排出される温室効果ガスの一%に相当するだけあります。

他方、先ほども申した理由によつて、電力需給の安定性やそのコストを考えれば、やはり石炭火のエネルギーを養成する、こういうふうな事業を予定しているところでございます。

○江田(康)委員 しっかりと取り組んでいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、火力発電の高効率化について質問をさせていただきます。それとともに、今進行中の東京電力の火力発電の入札についてもお伺いをさせ

行つてまいりました。

そこで、温暖化対策としての火力発電の活用、あり方について、環境大臣の見解を確認しておきたい。これは、特に東京電力に限らず、これから大きな方向を示すものとして、温暖化対策も主管する環境省の大臣に、特に、その活用に当たつて、環境負荷を低減させていく方針、方策についてお伺いをさせていただきます。

○石原国務大臣 この点も大変重要な点だと思います。

現況の入札の状況あるいはエネ府としての取り組みは経産省の方に聞いていただきたいと思いますが、私どもは、シンプルに一つのことを申させています。

現況の入札の状況あるいはエネ府として、石化工エネルギーを輸入せざるを得ない、それによって貿易収支も赤字になつてくる、こういふ中で、いかに経済性、安い天然ガスを仕入れることが重要であるのか。また、計画停電というので大変多くの国民の皆様方に御不便をおかけします。やはり電力の安定供給ということも忘れてはならない。

そして、私どもが一番声を大きくしておりますのは、委員が御指摘されましたように、予定されております二百六十万キロワットの石炭発電所ができますと、日本全体のCO₂排出量一%に当たるような、環境負荷が大変大きい施設になつてしまふ。やはり環境、冒頭の御質問にございましたように、人類の生存にかかる根源的な問題がありますので、ここのこと、CO₂の排出量を

ろそかにしては絶対にならない。

○江田(康)委員 ありがとうございます。

この火力電源の入札事案に見られますように、

この問題、課題は大きいものがございます。した

がつて、だからこそ、石炭火力の、また火力発電の高効率化を早急に進めていかなければならぬと思つわけでございます。

中国の大気汚染が深刻化して、偏西風による越境で、日本への影響が懸念されております。特に警戒されるのが、微小粒子状物質PM_{2.5}でございます。これもまた、九州を初めとして西日本で通常よりも非常に高いPM_{2.5}が記録されています。

これまで、私の熊本県内でも、荒尾市などでは一時間で百マイクログラムを超える高い値を観測したところであります。現在のところ、健康被害の報告はありませんけれども、肺がんやぜんそくを引き起こすおそれがある物質であるために、早急かつ万全な対策を行う必要があります。

そこで、質問をさせていただきますが、環境省の協議を続けさせていただいているのが現状でございますが、私は、やはり委員が地球温暖化と冒頭質問をいたしましたこの点を決して忘れてはならないということをこれからもお話をさせていただきたくと考えております。

この電力の安定供給と温暖化防止の両立を図る道筋を政府全体でしっかりと協議して、早期に提力に期待される役割は非常に大きいものがござります。

この電力の安定供給と温暖化防止の両立を図る協議を続けていたいたいこの点を決して忘れてはならないということをこれからもお話をさせていただきたくと考えております。

○江田(康)委員 ありがとうございます。

この火力電源の入札事案に見られますように、

私は、これから環境委員会でお話をいたしますが、けれども、原発は危険だということで、ずっと原発ウォッチャーの一人だったんです。だから何をしに行つたのかというと、そこで写真を撮つてきました。一度と来ることはないだろうなと思っていたら、福島の原発事故が起きました。

農林水産副大臣をやつておりました。二十五周年の記念事業がある。日本国政府 民主党政権ですけれども、原発事故が起きていましたし、総理が行くべきところを、それを副大臣が一日だけ行つて挨拶してくる。そのとき、どうでもいいことをもしれませんけれども、五月の連休の前後で、補正予算の審議で閣僚クラスは海外出張まかりながらも、このままではございません。

私は三日間行つてまいりました。そのときは中に
入れました。

なぜかと、いうと、その前年から、ウクライナは
お金がないところだからしようがないんでしよう
けれども、お金を取つてウクライナの非常事態省
が案内する。副大臣などが日本から行つたのは、
中に入つて見たのは国会議員で初めてだと思いま
す。普通は二時間コースなのに、四時間半ぐらい
かけて丁寧に案内していただきました。

注意をされまして、こんなところに長くいちや
いけないから、早く車に乗つて立ち去れと言うん
ですけれども、私も六十超えているし、そんなに
気にしなくていい、国民の皆さんのこと、子
供たちのことは気にしますけれども、私自身はい
いんだということで、写真を撮つて話を聞いてと
いうのをしてまいりました。

やはりウクライナは非常に心配して、ですから、
私と対等のレベルの人とも話してきました。こう
いう話をしたんです。チエルノブイリの応援とい

うのは日本が一番やつてきているんですよ、ウクライナ。皆さん、それを感謝しているんですよ。
僕は挨拶のところでこう申し上げたんです。広島、長崎があつたから、いろいろ経験があるので、大変だうということでいろいろバックアップしてきました、しかし、我が国で同じような事故が起きました、だから、どうしたらしいのかわからぬから教えてほしいということを話したら、何でも提供するということにして、後で聞いてみていただくとわかると思いますけれども、あちらはロシア語で大変なんですけれども、英語化も進んでいまして、データは何でも提供すると。私は、土壤の汚染の方と食べ物の汚染、人体の汚染は私の農林水産省の所管ぢやないんですけれども、それでやつてきましたし、だから、農林水産省はウクライナとの協力関係ができて、技術者が行って、聞いてということをやっております。
ほかのところの分野でそういうふうにウクライナあるいはペラルーシ、ペラルーシも相当汚染されているわけですが、政府としてはウクライナの方がいろいろ取り組んでいると思いますが、そういったことを余りしていないんじゃないかな。
除染にしたって、あちらも同じことをしている。
大きな違いは、三十キロ内、絶対立入禁止なんですね。十八歳以下は絶対入れません。もう非常に徹底しています。お年寄りは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、サマショールとか言われているんですねけれども、強制移住地、当然外に出ているんですねけれども、十年ぐらい前からぼつぼつと帰り始めた。最初はめだと言つてまた強制的に排除していたんですが、今はもう諦めて自分の生まれ故郷で死にたいと来ているという。ですから、基本的に三十キロ以内は住めない。
では、これはいつ区域を変更したりするんだと聞いたら、三十年後なんだよ。僕が行つたときが二十五年で、あと五年後だと。びた一文いじつて、いいわけです。中に入れない。厳然と区別して、中の方のところは、もうしようがないからみたいになつていいわけです。

うんとひどいものを除染しているんです。除染どころじやなくて、皆さん是余り行がれたことがないと思うので申し上げますと、通訳のお姉さんが、篠原さん、あれ何かわかるかと言う。家のお墓があつた。もう除染なんてできなくて、放射能を浴びていますから、これがまた放射線を発しているので、近くに行くとよくないので、土の下に埋めちゃうんです。そして、チエルノブイリ、ウクライナは基本的に地下深く埋めているんですけど、放射能廃棄物というか、除染したりして、あるいは表土を取つたものをトレーナーにしたりして。けれども、余りそういうことが私は聞かれないんですね。ですから、よくないなと思う。それは、希望を持つていただきために、除染していくとか住めるよというのは必要なんですが、外のところで、除染をすればきちんと住めていくよということを優先し、諦めるところは諦めるところでしようがないというふうなことをきちんとやっているわけです。

旧ソ連時代のことですし、そういうところはびしらしきだんだろうと思いますがれども、私のお願いは、チエルノブイリについてちゃんと勉強していただきたい、そして、それに倣つてやっていくべきことをやつてください。それで、それをやつて予算をどのぐらい使つていいのかと。これは使いつ過ぎだとは言いませんけれども、一兆円を超えているんですね、大臣が言わされた三カ年、一二年、一三年で。僕は大事だと思います。東日本震災からの復旧復興を我が国政府の最優先事項としなくていいわけないです。しううがないでいますが、消費税とかTPPとかをやつている暇はないんです、本当。これなんです。僕はこれにうんとお金をつけてもいいと思うね。すけれども、びしばしとやつていく。これは、国民の皆さん福島にお金を使つ過ぎるとかなんとかということは絶対言わないはずです。

それで、次に具体的な例できちんとこれはお答えいただきたいんですけども、中間貯蔵施設設何というか、あつちやこつちやに持つていつたり福島にお金を使つ過ぎるとかなんとかといふこと

○秋野大臣政務官 お答え申し上げます

国際的にも適切な安全管理のものとでは性廃棄物の処分を行つということは認められるものと承知をしておりますので、この最終処分、あるいは中間貯蔵についてもですが、非常に重要な問題でありますと私もも承知をしておりますので、幅広い意見を聞きながらじっくり考えてまいりたいと思っております。

今、ウクライナのお話もいただきましたので一言お話をしたいと思いますが、チエルノブリ原発事故後のウクライナ政府の対応について、平成二十四年五月に日本とウクライナとの間で締結された協定に基づきまして、第一回日本・ウクライナ原発事故後協力合同委員会、昨年の七月に開催をさせていただき、情報交換を実施をしておりました。

こういった枠組みを利用しながら、先生御指摘の情報収集に努めてまいりたいと思います。

○篠原委員　ウクライナとベラルーシですね、ぜひ立てて、多分お気づきだらうと思いますけれども、彼らは全面的に協力しようとしています。

Digitized by srujanika@gmail.com

ちょっとと余計な話ですけれどもさせさせていただきますと、大事なことなのでちょっとと御紹介いたしますと、事故が起きたとき、日本大使館に、子供を引き取るという話がわんわん電話がかかってきました。しかし、大使館の皆さんも、何でそういうのが来ているのかわからないんです、私は知っていたんですね。

なぜかというと、ウクライナ政府というのは立派ですよ。ソ連時代ですけれども、一九八六年四月二十六日に原発事故が起きたんです。キエフ市は百キロから百二十キロ離れているんです。五月八日にウクライナ共和国政府は指令を発して、中学生以下、それから下はお母さんのもとにいるんですが、小中学生全員、クリミア半島に避難したんです。この事実を日本の政治家、日本の関係者は知っているかどうか。物すごい人数、キエフから子供たちが消えたんです。それで、私の通訳をやっていたお姉さんも、クリミア半島に夏休みが終わるまで三ヶ月半ぐらい行きつ放しだったんですね。

子供たちに対する防衛センス、これはソ連は当然隠そうとしていましたが、そういう大きさなどをするなと言っていたんですね。ですから、終わるまで三ヶ月半ぐらい行きつ放しだったんですね。

女性の保健省の方が大声を発して、それはできな

い、だめだ、子供たちは守るんだ、大人はいいけ

ども。それは、甲状腺がんや何かがあるわけ

です。それをわかっているわけです。そういうことをしたわけです。

日本国政府は、民主党政権時代ですけれども、

そういうことをしたかどうか。今だって、子供た

ちは別だというのがあるんですね。だから、そ

ういう基本的なことすら多分知られていなかつたん

だろうと思います。

甲状腺がんにしても、菅谷さんという、松本市

長を今やつておられるんです、信州大学の

甲状腺がんのお医者さんがベラルーシにずっと五

年間おられたんですね。そういう協力態勢は日本が

一番協力したりしているから、あちらの人たちは

日本に恩返しをしようど。

本なんて地図だとこんな小さい国だから、福島が汚染されたらもう日本じゅう全部だめになつていいと思つていてるんです。だから子供たちを引き取るという話ががんがん来たんです。残念ながら大使館の人たちは、誰も何でそんなことを言つてくれない。二十五年前の話が伝わつてないのかわからない。二十五年前の話が伝わつてないんです。というのがあるんです。

つまり、どうしてそなつているのか。鉄のカーテン時代ですから、情報を出せなかつた。だからそのままになつていて。ところが、今のウクライナは全然違うわけです。ですから、そういう認識でもつてやついただきたいというのがあります。では次に、うえの議員も触れておられましたけれども、P.M.一・五についてちょっとお伺いしたいと思います。

かというと、中国との関係をよくしていくには、

環境関係でもつて協力していくというのがいいん

じゃないかと思います。どういうことかというと、

両方困つてはいるわけですよ。そして、越境汚染と

いうのは国境がないんですよ。

国際関係がこじれているときに、国交がない、

そういうときには、外交回復の手がかりになつたり、

一番なのは、ともかくきれいなことを言つていい

でやるというのは、漁業なんです。日ソ外交回復も漁業関係なんですね。北朝鮮と云々だつて、北朝鮮のところにブグをとりに行つてはいるんです。それで拿捕されたりしてはいる。そういうので、漁業で国際関係が最初にスタートして、そこから友好関係ができるいくというのがあるんです。

今や漁業の方は、二百海里ができるもつとび

しつとなつておるわけですが、この環境汚染

というのはそれに当たるんじゃないかなと思いま

す。中国も困つてはいる、日本も困つてはいる、お互

いに困るので、あんたらのところだけの汚染だけ

じゃなくて、うちも困つてはいるんだからというこ

とでやつていく。それも、文句を言うというんじや

なくて、助けてあげるというふうに。

そういう意味では、日本が経験したことの中韓

の環境大臣会合も今のところ予定されておりま

す。こういうものを窓口に、こじれた関係に窓を

あけていく。私どもの安倍総理も窓はいつでもあ

いてると言つておりますので、この点、今、委

員からも御指摘いただきましたので、さらに中国

側と協議を重ね、この環境問題を一つの日中間の

戦略的互恵関係の大切なものであるという認識を

共有できるべく努力をさせていただきたいと考え

ております。

○篠原委員 ぜひそうしていただきたいと思いま

す。

ただ、中国政府は多分そんなに速やかには動いてくれないと思います。そうしたら我が方は防御

態勢を置いていかなければいけないと思いますけ

ども、日本の態勢、少なくとも心配している人

はいる。心配している人がいるので、それに情報

を提供するということは絶対しなきやいけない。

そらまめ君なんかは、今はどうか知りませんけれ

ども、P.M.一・五のときはパンクしそうだつたそ

うです、アクセスが多くて。そういうものですよ。

そらまめ君なんかは、今はどうか知りませんけれ

わけではありませんけれども、中国政府がことしから測定データを公表するようになつておりますので、それを環境省の方で入手するよう努めているところであります。

それから、先ほど大臣からも御答弁させていた

だきましたが、二月二十二日に実施をしました課長級の会合におきましては、中国の大気汚染の状況や観測体制の現況について包括的な説明を受けたところであります。

こういう形で中国政府との間でさまざまな環境関連対話ができる枠組みがございますので、こういったところを利用しながら、大気汚染の状況に関する情報の入手に努めてまいりたいと思つています。

○篠原委員 情報を提供してもらうのはいいんですけども、貿易どかなんかの協定とかはやりませんけれども、環境の方はおくれたりしているんじゃないかなと思います。こっちの方が大事なので、ぜひやってください。

それはどうしてかというと、アレルギーの人なんか、金属アレルギーなんて、我々には想像できませんが、百メートル先でももうおかしくなる。放射能についても、一般的に子供の方が感受性が高いと言われている。せんそくだとか、そういうのを持つてゐる人たちは物すごく困るわけです。ですから、情報提供をして、そして、一般人にはそれほど関係ないですが、高感受性者に対する情報は提供しなくちゃいけませんからね。

なぜそう言うかというと、僕は花粉症ではありません、花粉症の人もいっぱいいるんだと思いますが、人によって違います。ただ、ちょっと粘膜が弱くて、くしゃみがすぐ出るんです。だから、危険反応をすぐ出します。鼻水がたらたら出でたりするんで、人によつて違うなと僕は思うんですね。だから、自分の持病を持っている人たちはそれにもういい神経質になる。そういう人たちのところに對して情報提供するという姿勢で環境省はぜひ臨んでいただきたいと思います。

次に、根本問題ですけれども、何でこんなふつになるのかと。日本がかつて歩いた道です。四日市ばかり例に挙げて済みません、四日市せんそく、今は北京ぜきというのがはやつてゐるというか、ごほんごほんして、NGOは、こんな数字はどうやつて出すのかわかりませんけれども、これまで年間八千五百人ぐらいは死亡してしまつというふうに言つてゐる人もいるわけです。

やはり、これは体制を改めていかなくてはいけない、価値観をえていかなくてはいけないと僕は思つてゐるんです。原発絶対安全神話は崩れました。土地神話も崩れました。しかし、まだ依然として残つてゐるのが、自由貿易絶対神話であり、成長神話。私は、こんな成長、成長ということではもうやつていけないんじゃないかと思つています。

○篠原委員 情報を提供してもらひます。

中国の指導者の中に、私の記憶では朱鎔基さんだつたと思いますが、ごつい顔の人が二十年ぐらいい前に、中国がこのまま経済成長を続けたら環境問題でぐちやぐちやになつてしまふと言つていたのを、非常に印象深く覚えております。名前がちよつと違う方だつたかもしれません。そのとおりになつてゐるわけです。我々はそれを予測できるわけです。だけれども中国は、追いつき追い越せ、韓国もそうしてゐる、中国もそうしてゐる。国内の製造業の競争条件を維持するために環境基準なんて構つちやいられない。

しかし、ちよつとよくないのは、そいつの中

国の姿勢に乗じた日本の企業もあるのではないかと思います。日本のうるさい環境基準をすり抜けで、中国、東南アジアに進出する企業というのは、低成本、人件費が安い、こればかりよく言つてますけれども、そればかりじゃなくて、こつちのものもあつた。日本の企業も、日本のうるさい環境基準をすり抜けられる、中国ではそういうことに無関心だ、コストが安くなると言つてどんどん出でつたりして、中国の汚染に相当貢献しているような気がするんです。

これはどうだこうだというのは数字にはあらわ

れませんけれども、そういうことはないんでしょうか。皆さん、どうお考えでしよう。どういふうに認識しておられますでしょうか。

○白石政府参考人 そのような御指摘を受けて

ちょうど念のため確認をしてみましたけれども、例えば、日本経団連の基本的なスタンスが一九九一年の地球環境憲章の別添という形で出ておりますけれども、これによりますれば、進出先国の環境基準等より緩やかな場合であつても、我が国が基準等より厳やかな場合は当然として、それが我國の法令や対策実態をも考慮し、適切な環境保全に努めること等々と記載されておりまして、そのような形で日本の企業の海外進出は行われているものというふうに考えております。

○篠原委員 初めて聞きました。本当にですかね。

それだつたら日本企業は、後で触れますが、立派ですよ。

では、今はそういう立派な答弁がありました

で申し上げておきますと、TPPについてですよ、きのうも三十分ばかりなのでこつてはできませんで、したけれども、私はTPPは絶対反対なんです、あんなものに入つていくのは。どうしてかといふと、ルールが国際的じやない。アメリカのルールでもつてみんな決められてしまうわけです。日本は環境が大事だから規制を強くしてゐる。それをアメリカは、いや、アメリカ製品を排除するためとにかくちやごちや言つて緩くする。これは絶対に応じてはいけないことだと思います。

これは御存じの方は多いかもしませんけれども、ハーモナイズアップ、ハーモナイズダウン、調和する、環境基準をそれで低くするのがダウ

ンです。赤い旗が立つてました。それだけ危

険だから近づくなと。三十年間ぐらいうつて、催

だんとベトナムに輸出するのは、私は反対しまし

た。そんな恥ずかしいことを何でできるんだと

思つた。そこには、どうでもいいことかもしれませんけれども、昨年、原子力四協定がありました。ヨル

ダントベトナムに輸出するのは、私は反対しまし

た。そんな恥ずかしいことを何でできるんだと

思つた

問させていただきます。

まず、大臣、副大臣、政務官、それに委員長、就任おめでとうございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、原発の問題からお伺いをしたいというふうに思うんですが、石原大臣が就任して多分一番最初の仕事だったのかなというふうに思つんですが、中央環境審議会の委員の任命、既にもう環境省の内部では内々定をしていたというような人事があつたのを、石原大臣が就任して、すぐには三名の方について就任を拒否されたというか、就任しない方がいいよという形で、結局中央審議会の委員に任命しなかつたということが報道されておりますが、これは大臣、どういう経過でこの三人の方を外したことになつたんですか。

○石原国務大臣 これはもう生方委員も御存じのことになりますが、前会長の鈴木会長も、この中環審を実質的な議論の場にしたい、すなわちスリム化したい、大人數で集まつて形式的に発言が決まつてはいるようなものではまずいというお考えを絶えずお持ちでございました。

そんな中で、委員を三十人から二十五人に削減、また、臨時委員も四割削減させていただきました。また、部会数も十五から九に統廃合させていただいて、まだ部会については私も議論をさせていただいて、まだ部会については私も議論をさせていただいて、まだ部会については私が御議論される動物の問題をめぐつても今二つに分かれておりますけれども、きょう委員が御議論されているんですけれども、会長とお話をさせていただくと、これも実は一つにしてもいいんじゃないかな。

やはり、絶えず審議会といふものはスリム化も図り、実質的な審議ができるそういう機関にしていかなければならぬ、こんな観点に立つて、委員の人選といふもの、また人員の削減といふものに取り組ませていただいたところでございまます。

○生方委員 外された三名の方、お一人は気候ネットワーク代表の浅岡美恵弁護士、それから京都大学の植田和弘教授、それから環境ジャーナリストの枝廣淳子さんという三人の方でございます。

が、三人とも、大臣も御承知のとおり、原発に対するは非常に厳しい意見を持つてゐる方である。

三十人を二十五人に減らして実質的な議論ができるようにするという大臣の考え方とは、それはそれで私別に全然構わないというふうに思つんでいますが、なぜ、外す三名の方が、三名ともそろつていわゆる原発に対して厳しい意見を持っている方を外さなければいけなかつたのか。そうすると、バランスとしては非常に崩れてしまつておそれがある意図があつたのかどうか、お伺いしたいと思いま

す。

○石原国務大臣 さつきも申しましたとおり、三十人の委員を二十五人に五名減らさせていただいたわけでございます。

○生方委員 いや、私が聞いたのは、もちろん、三十名いたんですから、いろいろな意見を持っている方がたくさんいらっしゃるというふうに思いますが、その中の三名を外す中でわざわざ脱原発派というか、原発に対して厳しい意見を持つておられる方だけを外した。しかもそれは、多分大臣の意図として、大臣がこうしなさいという指令をして三名を外したというふうに思つんですね。

だから、大臣の意図がそこに何かしらあつた、ただ単に人数を減らすということ以外の意図があつたというふうに思つんですが、その点、重ねてお伺いしたいと思います。

○石原国務大臣 その点は非常に偏った見方だと思つてます。

もしも、私がそれで三名の原発推進派をふやして三十人まま行つたというならば、そういう懸念を持たれることもあるかと思つますが、私さ

くされども、後ほど質問したいというふうに思つ

うふうに思つんですが、こういうことを聞いたのは、前政権では、二〇三〇年代に原発をゼロにするということを決定した。これは前政権が勝手に決定をしたということじゃなくて、環境省も含まれる中で討論型世論調査というのを行つて、大臣ももちろん結果は御存じだというふうに思つた。これは、討論型世論調査、そのほか新聞の世論調査等を見ても、やはり多数派の国民は、あの福島の第一原発の事故を受け、これ以上もう日本は原発に頼るわけにはいかないというのが恐らく国民の多数の意見だというふうに思つたが、それをいきなりゼロベースで見直すと、それを安倍総理は発言なさつた。

この発言について環境大臣として石原大臣はどうなお考えをお持ちかというのを聞きたいと思います。

○石原国務大臣 総理が、今、生方委員が御指摘されましたとおり、二〇三〇年代原発ゼロという前政権での政策についてゼロベースで見直すようについて、所管する経済産業大臣に指示をされているという話を聞いております。これは私の所掌外でございますので、総理がその気持ちを持つていて、内閣の一員としては、多として、一致して計画を進めしていくことになるんだと思います。

私は、先ほども御議論の中で出たんですが、原子力を規制する側の規制委員会が環境省の外局にござりますので、どうこうすべきという発言についてはコメントを差し控えさせていただきたいと思ひます。

○生方委員 所掌外ということはよくわかるんで

すけれども、後ほど質問したいというふうに思つ

うですが、CO₂削減、これも前政権ですが、二〇〇年までに九〇年比で二五%削減するという方針を打ち出しました。このときの前提は、原発があるというのを前提にしてもこの二五%という数値が出されたわけで、今はもう原発に頼らないというのが、それは安倍政権でも、ゼロというのを見直すといつても、基本的には原発そのものはなくしていく方向だというのは明言されておりませんので、方向は間違えていないというふうに思つたので、その関連で、やはり環境大臣として原発をどうするのかというお考えをやはり聞かせていましたが、それを見直すといつても、基本的に原発そのものはなかなか質問するCO₂二五%削減だかないと、これから質問するCO₂二五%削減についても、例えば、原発があるとき、ないときでは当然目標は違つてくるというふうに思つたので、大臣が基本的に原発についてどういうお考えをお持ちかというのをぜひともお示しをしていただきたいというふうに思つた。

○石原国務大臣 繰り返しになつてしまふんですけれども、原子力行政の新安全基準を七月十八日まで、環境省の外局、独立した三条機関である原子力規制委員会が新基準をつくつてくださることになっております。その骨子については、もうホームページ上でも公開されておりますし、パブリックコメントにも付しておるところでございます。

その基準ができたことによりまして、原発をする事業会社が、その基準にのつとつて、自分の抱える事業所である原発が再稼働できるかどうかを判断して、その申請を原子力規制委員会に出す、その出したことを原子力規制委員会が判断するといふことは、適切ではないということでこういふことをさせていただいているわけでございま

す。

総理もあわせて先ほどのお話と同じように申さ

れておりますけれども、原子力に依存をしない社会をつくつていこう、そういうことも總理はあわせて申し述べられておりますので、そんな中で、私どもの政権公約にありますように、十年間でエネルギーのベストミックスを考えていく、先ほども同僚の江田議員から御質問がございましたように、この再生可能エネルギーの重要性ということも、これまた、国民の各界各層また当環境委員会でも共通の認識を持つております。

しかし、残念ながらまだ再生可能エネルギーの割合というものが大変小さくて、これをどういう形でふやしていくかということで今非常に苦労をしているところでございます。その割合がどの程度のものをやることが可能かということによつて、これから御議論のあるところのCO₂の排出の議論も数字が変わつてくる、こんなふうに認識をさせていただいております。

○生方委員 原発の問題は全国民が非常に心配している問題であつて、また、おとといですか、から報道されているように、第一原発で冷却装置が動かなくなつた。きょう朝、ちょっとニュースを見たら、まだ動かない状態が続いているということをございます。きのうのニュースでは、四日ぐらいは冷却しなくとも大丈夫だというふうに報道されておるんですけども、これを私は大変心配しております。

質問通告はしていないんですが、現状、冷却をされていないというのは、原因が何であつて、いつごろこれは解決をされるのか、どなたかお答えできる方がいたら、大臣、ではお願ひします。

○石原國務大臣 これは、私も、委員と同じように、あの二年前のことを考えまして大変心配しておりますと、けさ、経済産業大臣と話をさせていたい話でござりますので、ということをケレジットとしてお話をさせていただきますが、説明源が届いていないことによつて燃料ブールの温度が、ちょっと詳細は忘れたんですが、一号から四号まで、○・○何度という単位で、ですから、一

度ずつ上がるというようなものではなくて、一日に○・○何度上がつていいことが確認されて申しあげられておりますので、そんな中で、私どもの政権公約にありますように、十年間でエネルギーのベストミックスを考えていく、先ほども同僚の江田議員から御質問がございましたように、この再生可能エネルギーの重要性ということも、これまた、国民の各界各層また当環境委員会でも共通の認識を持つております。

しかし、残念ながらまだ再生可能エネルギーの割合というものが大変小さくて、これをどういう形でふやしていくかということで今非常に苦労をしておりました。その割合がどの程度のものをやることが可能かということによつて、これから御議論のあるところのCO₂の排出の議論も数字が変わつてくる、こんなふうに認識をさせていただいております。

○生方委員 原発は、この間の東電の、事故隠し割合といふことではないんでしょうけれども……（石原国務大臣「訂正いいですか」と呼ぶ）そうですか、ではどうぞ。

○石原国務大臣 原発は、この間の東電の、事故隠し割合といふことではないんでしょうけれども……（石原国務大臣「訂正いいですか」と呼ぶ）そうですか、ではどうぞ。

○生方委員 私も報道でしか知らないんですが、二十何度になつたとかというような報道がなされておりますので、今は大臣がおつしやつた数値よりも、多分十四度か二十度になつた、余りよく記憶はしていないんですけども、五、六度上がつたということがありますと、これはやはり何日かたつて、多分、原因が特定されれば当然それに対応する方があつた。大臣、ではお願ひします。

ば、当然、その新たな使用済み核燃料の問題が出てくる。使用済み核燃料に関して、今のところ、御指摘のとおり、今現在、使用済み核燃料の問題が出てゐる、その原因については現在調査中であると。

ですから、あの発災のときのように主電源が喪失したという状態ではないです、この温度の上昇を見ても、一日、二日で大変だというような緊急事態にはならない、そこのところは確認をしているという話を聞かせていただいたところでございます。

○生方委員 原発は、この間の東電の、事故隠し割合といふことではないんでしょうけれども……（石原国務大臣「訂正いいですか」と呼ぶ）そうですか、ではどうぞ。

て、継続的に取り組みを進めていきたいと思っております。

御指摘のとおり、今現在、使用済み核燃料の問題が出てゐる、その原因については現在調査中であると。在は約一万七千トンございまして、この中で使用済み核燃料の再処理が開始をされば、その量が当然減ることはもちろんのこと、高レベルの放射性廃棄物の減容化、そして有害度の低減に有効であります。そこで、このことはこれまでも調査で明確になつておきましたとして、このことがすなわちウラン資源の有効利用にも資する、こういうふうに今、政府では考えております。

○生方委員 大臣がいないので副大臣にもう一問質問をさせていただきたいというふうに思っています。ああ、お戻りになりました。

○石原国務大臣 恐縮なんですが、これも先ほどと同じような答弁になつてしまふんです、使用済み燃料の処理方針あるいは再処理計画の見直しが掛ける二十四、それでも〇・〇幾つということでお掛けです。

○生方委員 私も報道でしか知らないんですが、二十何度になつたとかというような報道がなされておりますので、今は大臣がおつしやつた数値よりも、多分十四度か二十度になつた、余りよく記憶はしていないんですけども、五、六度上がつたということがありますと、これはやはり何日かたつて、多分、原因が特定されれば当然それに対応する方があつた。大臣、ではお願ひします。

は思うんですが、副大臣としてどうでございましょうか。

○菅原副大臣

お答えいたします。

今委員がる御説明いたしましたように、この青森六ヶ所村の再処理施設、あるいは中間貯蔵施設、そして最終処分、今御案内とのおり、一万七千トンあり、また七千トンをイギリスとフランスにお願いをして、最終的にそれをまたこの廃棄物を日本にということで、こういう流れにはなつてございます。

これをいつの日かこの国内でしつかりやつて実験を実施しているというふうに承っておりますけれども、あくまでもこの竣工に際しましては、ございますが、そうした中で、お話をありましたように、この十月、再処理施設の完成をめどに今規制委員会、この使用前の検査等が実施をされることが大前提になつておりますので、こうした委員会の調査あるいはそうした結果、こうしたものを見まえてしつかり進めしていく、こういうふうに考えております。

○生方委員 前政権もこの核燃料サイクルについてやめるということができなくて、これは、これまでの歴史の経過もあるし県の意向というのもあるから一遍にすぐに方針転換するというのは難しいといふのはわかりますが、やはりどこかの時点で誰かが、もうこれはやめようということになつたらやめないと、いふうに私は思いました。

今、副大臣に、ではやめますとここで答弁をいたぐりあわせて考えていかなければいけない問題ではないかということを御指摘をさせていただ

ます。

次に、先ほど、二〇一〇年に九〇年比CO₂二五%削減する、その前提としては原発があつたP18に出て、さはざりながら、日本は再生可能エネルギーをきちんと買い取るという制度を始めている。それによって、二〇二〇年までそれほど時間があるわけじゃないですけれども、この二五%削減というのは必ずしも夢のような数字であるというふうには思わないですね。もうちょっときちんと再生可能エネルギーを普及させれば、私は決して不可能な数値ではないというふうに思つてます。

大臣に、その二〇二〇年二五%削減、これも全般的に見直すということもおっしゃつてあるん

ですが、それをどのぐらいの数値にするというふうなおつもりがあるのかというの一点。

それから、再生可能エネルギーの買い取り制度が始まつたわけですが、今現在、その始まつてい

る数値、政府が当初考えた数値に対して現実の数値はどうぐらいかということ、その数値をどう

分析されているのかということをお答えいた

ただきたいと思います。

○石原国務大臣 再生エネルギーの普及の数値については政府参考人の方から答弁をさせていた

きましたが、まず、二五%削減目標については、こ

れも総理大臣の指示に基づきまして、十一月のCOP19までにゼロベースから見直せと。

と申しますのも、鳩山内閣のときの二五%設定

が、全電力供給量の五割を原子力発電所に依存す

るというものでございましたから、これは到底、

今の現状で可能性としてはほぼゼロである。

そんな中で、委員御指摘のこの再生可能エネルギー、これは私も先ほど来御答弁をさせていただろなものを複合的に合わせて、その割合、現在、水力も含めて一〇%程度でござりますので、これをやはり限りなく二〇%に近づけていくような努めをしていかなければならないと思います。

と申しますのも、実はきのう、茨城の方の国研

研に行ってまいりまして、地球温暖化の影響のシミュレーターを見せていただきますと、やはり、

二百五十万キロワットというのが予測でございました。実際には、昨年十一月までに認可を受けました再生可能エネルギーの設備容量で三百六十

五万キロワットということで、見込みをはるかに上回る形で設備の認可を行つております。

ただ、内容を見ますと、その大宗が太陽光でございまして、太陽光以外でありますと、風力が三十四万キロワット、その他は微々たるものでございまして、そのほとんどが太陽光ということでございます。

ただければと思ひます。

○関政府参考人 再生可能エネルギーの導入量に

つきまして、当初、今年度、二〇一二年度末までに三百五十万キロワットというのが予測でございました。

つまり、二百五十万キロワットというふうに申し上げたんですが、私も昨年CO₂削減目標を定めたときに現実的なものになつておりますし、あるいは山間部

の氷河がなくなる、これも現実的なものになつてきています。それによつて何が起つるかというと、やはり赤道直下の島嶼諸国によつては、満潮時に

は潮位が上がりつてその国土が侵され、そこに暮らす何万人の方々が生存を危うくされる。

こういうことが目の当たりにこのシミュレーションの中である以上は、私ども、これは人類共

通の課題としてこの地球温暖化を何とかとめてい

かなければならぬ、こんなふうに考えているところでございます。

再生可能エネルギーについては、大臣にさせて

いただい後、低炭素社会創出ファイナンス・イニシアチブ、委員の専門分野である金融の世界のメカニズムを使いまして民間資金をそういうところに呼び込む、そして、官民連携して再生可能エネルギーに投資、今、いろいろな企業体ではこの声が出ておりますけれども、規模としてはまだ十分なものでございませんので、こんなものにも資するようなものを考えさせていただきました。

また、先ほど来御議論のあつた風力発電につい

ても、実は、蓄電池を改良していくと電力を安定化してしませんと、原発や化石燃料に依存する

発電所に取つてかわるというところにまだ残念ながら来ておりません。こんなところの技術開発。

そして、やはり再生可能エネルギーの最大の特徴は、自立しているということと地域に分散して

いるということでござりますので、モデル的な域もつくさせていただいて、ここは委員と全く目的が一緒でございますので、この再生可能エネル

ギーの割合をできる限りふやしていきたいと考えております。

私は、今援助ではちょっと足りないんじやないか、もうちょっといい仕組みをつくった方がいいんじゃないかというふうに思つんでいますが、大臣、

いかがございましょうか。

○菅原副大臣 経済産業省管でございますので、お答えをさせていただきます。

お話をありました住宅用の太陽光の発電の補助金の制度でございますが、平成六年から始まりましたように、だんだん減ってきております。

今現在、平成二十四年度では一キロワット当たり三万五千円の補助をしておりまして、例えば、平均的な四キロワットの設備を御家庭に設置すると大体百七十万から百九十万ぐらいの初期の投資額を要します。したがって、三・五万掛ける四キロワットで十四万、一割弱の補助を今各御家庭で受給をしていただいているところでございますが、平成二十一年の余剰電力の買い取り制度、これが四年前からスタートしまして、これで、電力会社に対する電力を売電する収入とこの補助金収入を合わせまして、大体十年程度でペイできるといいましょうか、回収できる状況になつてございます。

そして、大体二十年ぐらいかけて利用可能となつてござりますので、そういう意味では、十年以降はそれが経済的な御家庭のメリットになる、こういうふうに認識をいたしております。

そういうふうに認識をいたしております。

ただ、委員御指摘のとおり、例えば一般の家庭で二百萬というような投資は非常に大きいものでありますので、そういう意味では、去年の七月から固定価格の買い取り制度が始まりました、いわゆる屋根貸し制度でございまして、御家庭あるいは一般的の事業所の屋根にソーラー会社がパネルの設置をして、その分の家賃をその御家庭や事業者が受け取るということ、こうした活用を通じて再生可能エネルギーのさらなる拡充に努めていきました。

○生方委員 時間が三十分で、なくなってきたので、除染の問題については、詳しくお伺いしたいとおもふに思つたんですが、ごく簡単に一点だけ大臣にお伺いしたいと思います。

この夏に線引きを見直すというようなことが報道されております。三地域に分けるんだということでございますが、この帰宅困難地域ですね、除染も非常にまだ進んでいないので、来年の三月末までに除染が全部終わるということはもちろん今

の時点では考えられないような状態になつてゐるわけですが、これは、委員長も御出身でございますので非常に私としても言いづらいことではあるんですけど、帰宅困難地域、何年たつたら帰宅できるかわからないという地域に関しては、もうこれは、

今すぐそれをやれというふうに言つているんじゃないで、そういう決断を政府が近い時期にやるべきではないかと、私は考えているんです。大臣、いかがでございましょうか。

○石原国務大臣 委員御指摘のとおり、双葉町の一部あるいは大熊町の一部等々で帰宅困難区域が現在も存在し、私も現地に行かせていただきまして、たけれども、放射線の空中線量というものは非常に高く、あとは、非常にびっくりしたんですが、一つの角を曲がると急いでかくなったり、また、

す、一部の方はそこへ住んで帰宅したい、帰宅させます、一部の方はもう帰宅しませんということだと、

一部の人が帰宅する限りにおいては、これは国の責任で除染しなくてはいけないのは明らかなんですが、もう二年たちましたので、この地域は残念ながらもう人が住むことができないという判断を

されをいつか決断せねばならないというようなお話をございましたが、これは地元で避難されている方々なんですが、お話を聞きますと、全く委員と同じようなお考えの方もいらっしゃいますし、ま

た、御高齢の方なんですけれども、俺はもうどうでも家に帰りたいんだという方もいらっしゃる。さまざまな意見があるんだと思ひます。

環境大臣の立場として言えることは、ともかく中間貯蔵施設をお地元の理解を得てつくらせていくだけ、中間貯蔵施設の予定地となつた土地については適切な補償により国が地権者の方々から買わせていただく、ここまでしか今の立場では言えませんが、やはり政府全体として、住民の皆様方の将来への希望を持っていたくために、地域の将来像を示さずして、大丈夫だ大丈夫だ、いつか帰れるということでは問題の解決にならないといふ認識を持って取り組ませていただきたいと考えております。

これは国が強制して買うんだということを言うというのは、それは簡単にできることじゃなくて、もちろん法律をつくらなきゃいけないことだといふふうには思つんすけれども、もうそういう決

断を出してあげないと、むしろその地域の方たちには非常につらいことになつてしまふのではないか。

今現在でも買収制度というのがあるというものは聞いておりますけれども、それは被災前の時価で買取るということで、それは家屋だけにあります。

ただ、委員御指摘のとおり、例えは一般の家庭で二百萬というような投資は非常に大きいものでありますので、そういう意味では、去年の七月から固定価格の買い取り制度が始まりました、いわゆる屋根貸し制度でございまして、御家庭あるいは一般的の事業所の屋根にソーラー会社がパネルの設置をして、その分の家賃をその御家庭や事業者が受け取るということ、こうした活用を通じて再生可能エネルギーのさらなる拡充に努めていきました。

○吉野委員長 次に、河野正美君。

○河野(正)委員 日本維新の会の河野正美でございます。

私は、昨年末の衆議院総選挙におきまして比例九州で議席をいただきまして、きょう初めての質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今からもう三十数年前になりますけれども、この環境委員会が、昭和五十四年当時、まだ公害対策並びに環境保全特別委員会と呼ばれていたときに、私の今は亡き父親が委員長をしておりまして、そのときの國務大臣が土屋義彦先生でございました。そして私は、日本維新的会として、石原慎太郎代表に選挙区まで応援に来ていただいて何とかここにたどり着いたということで、非常に不思議な縁といいますか、感慨深いものがござります。

初めてでござりますので、よろしくお願ひいたします。

石原大臣は所信表明の中で、東日本大震災からの復旧復興、そして低炭素社会の創出、安全、安心な生活環境の確保という三点を柱としてお掲げになりました。

さて、二年前に起きた東日本大震災、福島県ではいまだに現在進行形の災害であると考えております。この復旧復興、環境省の役割というのには極めて大きなものがあると思っております。

改めまして、石原大臣、平成二十三年度予算から二十五年度予算に至るまで、非常に大きく予算もふえていると思います。どれくらいふえているのか。そして、予算増加に伴つて業務量もふえ人員もふえていると思いますが、どれくらいの方がふえているのか。調べればわかることなんですか。

けれども、大臣の口から改めてお聞きしたいと思います。ます。よろしくお願ひいたします。

○石原国務大臣 人員の細かな数字については後ほど官房長の方から御答弁をさせていただきますが、河野先生の御子息といつことを知りませんで、不思議な御縁でここでこうしてまた議論ができる

ことをうれしく思つております。

東日本大震災の復旧にかかる除染や瓦れきの処理などの事業は、もちろん委員御承知のことございますが、復興の基盤でござります。万が一

にも予算に不足があつて事業が滞るということのないように、額をこれまで確保してきたのだと考えております。

その一方で、環境省というのは実は小さな役所でございまして、平成二十三年度の当初予算で見ますと、およそ一千億円あります。平成二十四年度の当初に一兆二百億円、二十五年度予算要求では九千七百億円となつてます。この重立った部分は、除染の現場を預かる環境省としての、主に除染に要する費用が多いわけでございます。

今後、委員の御指摘のとおり、予算を確保したけれども適切に執行できないことのないよう、全力で取り組みたいと思っています。

○鈴木政府参考人 これまで、除染及び放射能汚染されました瓦れきの処理のために、三年間の時間の定員ということで約二百七十名の増員をいたしております。また、平成二十五年度につきましても百名を超える定員をいただいておりますので、こうした定員を主に福島県の環境再生事務所等に派遣いたしまして、現場の除染や瓦れきの処理に当たらせているというところでございます。

○河野(正)委員 今お答えいたしましたように、二千億から一兆を超える予算という非常に大規模な予算が執行されるようになつておりますし、人員も百名単位でどんどんふえているというところでございます。それだけやはり環境省に期待されるところが大きいものであると思つておりますし、しっかりと頑張つてやつていただきたいなと思っております。

特に、さきの委員会でもありましたけれども、不適正除染とか、非常に大きな規模の予算を使うがゆえに行き届かなくなつてしまふなどところもあるのかなと思いますので、しっかりと頑張つていただきたいと考えております。

続きまして、東日本大震災と原発による廃棄物処理についてお尋ねいたします。

この辺はもう何度もいろいろな委員会でお答え

いただいていると思いますし、重複するところがないように、額をこれまで確保してきたのだと考えております。

に、東日本大震災というのは、被害がある程度は確定して、復旧復興を急がなければならぬものと、一方で、福島県のように現在も進行形の災害であるものと、二つのタイプに大きく分けられるのかなと思っております。その意味で、福島県の除染というのは、急を要する大きな問題で、スピード感を持ってしっかりとやつていかなければなりません」と認識しております。

三月十三日の予算委員会において我が党の小熊委員も質問しているんですねけれども、改めまして、中間貯蔵施設そして最終処分場について現状で見通しをどのように認識されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○石原国務大臣 まず、中間貯蔵施設についてお答えしたいと思います。これは、除染を進めますと汚染された土壤等々が出てまいります。これが仮置き場に置かれているというのが現状でございますが、やればやるほどこの量はふえてくる。そういう意味でも、減容化をして中間貯蔵施設に埋設をするということが必要不可欠だと思っております。

○河野(正)委員 中間貯蔵施設の設置に当たっては、これはもちろん、設置されるその地域にとりましては迷惑施設でございますので、一に、安全性に対する配慮ということが重要なんだと考えております。事前に調査を行つた上で、施設の具体的なイメージ、どの程度の構造になつていいのかというものをお示します。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

廃棄物の一時保管につきましては、実はいろいろなガイドラインを出させていただいていまして、廃棄物の種類ごとに、例えば容器の中に入れ保管をしていただく、あるいは、容器に入らぬ場合で保管していくなどときには、シートなどをどういったような形でやつていたらといつたようなガイドラインを示して、一時保管をしていただいておるところでございます。

今、委員御発言の中で、特に、腐つたり、そういうことで悪臭が発生する、あるいは、乾燥したら発火をするおそれのあるといったようなものといたしましては、例えば、農林業系から出てくる稻わらでありますとかあるいは牧草でありますとか、そういうものがございます。そういうものにつきましては、実際は農家の庭先あるいは畜舎の裏あたりに積み上げられているといったよ

ういう、一歩一歩着実に進んでまいりたいと考えております。

私が危惧しておりますのは、まだ中間貯蔵施設、そして最終処分場も決まっていかないという中で、現在、大臣おっしゃいましたように、仮置き場ということがあります。あるいは一時保管所などというところもあると思うんですけども、そういうふうな現状がどのようになつてているのか。

焼却灰として保存されているのであればまだいのかもしれませんけれども、例えば地区によつては、稻わらであるとか樹木、あるいは洗浄した水、そういうもので、腐つてしまつたり悪臭が漂うもの、あるいは、そういった浸出液が出てくるものとかあるんじゃないかということで、仮置き場のままにいたずらに時が過ぎてこれが外部に流出していくというのが一番危惧されるのかなと思つておりますので、この辺、お詳しい方で、現在の一時保管はどういうふうになつてているか、お聞かせ願いたいと思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

廃棄物の一時保管につきましては、実はいろいろなガイドラインを出させていただいていまして、廃棄物の種類ごとに、例えば容器の中に入れ保管をしていただく、あるいは、容器に入らぬ場合で保管していくなどときには、シートなどをどういったような形でやつていたらといつたようなガイドラインを示して、一時保管をしていただいているところでございます。

今、委員御発言の中では、特に、腐つたり、そういうことで悪臭が発生する、あるいは、乾燥した

ういう、一歩一歩着実に進んでまいりたいと考えております。

こういったようなものを活用して、一時保管の適正化、さらにはその先の処理までできるようになります。

○河野(正)委員 今お答えいたしましたけれども、やはり、そういうふうな現象が出てくるとか発火する、腐る、そういうものが危惧されます。

次に、実は井上副大臣にちょっとお聞きしたいんですけれども、昨年三月十六日の衆議院環境委員会において副大臣は、当時、野党的委員というお立場だったと思いますが、中間保管以上に最終処分というものは大変な課題である、だから簡単にはいかないかも知れないけれども、簡単にいかなんだつたら、無責任に三十年とか県外などと言うのはおかしい、そして、中間貯蔵施設の話をこれから少なくとも一年かけて一年以内には場所を決めるということだけれども、誠実に最終処分場の検討も同時並行で進めていく、ある程度そういうものを示しながらやつた方がいいんじやないかとおっしゃっています。それが「政府として誠意ある対応だ」と発言されておられますけれども、実は、この発言が三月十六日ですの

に処理をしなければいけないということで、今般の補正予算で、例えば、仮設焼却炉の設置を含めてその予算をお認めいただいております。

こういったようなものを活用して、一時保管の適正化、さらにはその先の処理までできるようになります。

○河野(正)委員 今お答えいたしましたけれども、やはり、そういうふうな現象が出てくるとか発火する、腐る、そういうものが危惧されます。

次に、実は井上副大臣にちょっとお聞きしたいんですけれども、昨年三月十六日の衆議院環境委員会において副大臣は、当時、野党的委員というお立場だったと思いますが、中間保管以上に最終処分というものは大変な課題である、だから簡単にはいかないかも知れないけれども、簡単にいかなんだつたら、無責任に三十年とか県外などと言うのはおかしい、そして、中間貯蔵施設の話をこれから少なくとも一年かけて一年以内には場所を決めるということだけれども、誠実に最終処分場の検討も同時並行で進めていく、ある程度そういうものを示しながらやつた方がいいんじやないかとおっしゃっています。それが「政府として誠意ある対応だ」と発言されておられますけれども、実は、この発言が三月十六日ですの

に処理をしなければいけないということで、今般の補正予算で、例えば、仮設焼却炉の設置を含めてその予算をお認めいただいております。

こういったようなものを活用して、一時保管の適正化、さらにはその先の処理までできるようになります。

○井上副大臣 まず、答弁に先立ちまして、私はこれまで、環境省が共催をするアジアスリーラ推進フォーラム、この出席のためベトナムの方に行つておりました。河野委員を初めとして理事の先生方の温かい御許可はいただいたんですけれども、ちょっと飛行機がおくれましてこの委員会に遅参をいたしましたことを、まずおわびを申し上

げたいと思います。

そして御質問でありますけれども、中間貯蔵もそして最終処分も、これは本当に非常に重要な問題で、しかし、なかなか難しい問題だと認識をしております。そういう意味では、両方ともしっかりと、そして早急に取り組まなければいけない課題です。

ただ、ちょうど一年ぐらい前になりますから、当時の状況と今の状況、これは若干変わってきております。一年前は、前政権においてこの中間貯蔵に対する地元の理解がなかなか進まず、また、その作業も全くおくれている、そういう状況がありました。その中の大きな理由の一つが、やはり、中間貯蔵の先の最終処分場、この絵が全く見えないという中では中間貯蔵も進まないだろう、そういう認識のもとに私も質問をさせていただきました。

しかし、ここ一年の間に、例えば、昨年十一月には福島の佐藤知事が、中間貯蔵の調査に対し受け入れを表明をいただきました。そしてまた、二十七年当初から搬入開始ということになりますから、いわば、一年たつて残すところもう二年を切っている。中間貯蔵は急がなければいけない。その要請というのは一年前よりもなお一層あるわけですね。ですから、そういう意味では、今とにかく最優先でやらなければいけないのは、まずは中間貯蔵施設の整備だと思っておりますので、そちらの方にしっかりと全力で取り組んでいきたいと思っています。

○河野(正)委員 大変お疲れのところ、ありがとうございます。

私は、中間貯蔵施設、そして最終処分場も含めて、やはりウエルカムの地域というのはないものだ、考えにくいと思っております。

具体的にこれからどのように頑張っていかれるのか、改めまして、今、安倍内閣は非常に高い支持率をお持ちでございますので、ぜひとも自信を持つて早急に行動していただきたいんですけれど

も、もう一度、大臣よろしいでしょうか。

○石原国務大臣 ただいま井上副大臣が御答弁をさせていただきましたように、一年前とは、若干の状況と今との状況、これは本当に何かもやもやとした、すつきりしない感じがするところでございます。また、当市の市長が、いただけるもの断つたら市民に損失を与える、ありがたくないのだと発言されたことによつて、ワイドショーやでも大きく報道さ

んでおりましたし、五月の連休明けぐらいまでは地権者の方の御同意を得た上でボーリングをして、そして、調査をしたところでどこの土地が適切であるのかということもやはり客観的に第三者が評価をしていただくというような形で御理解を進め、一日も早いこの中間貯蔵施設の設置と、そして二十七年の搬入ということに道筋をつけるべく、役所を挙げて努力をさせていただきたい、こんなふうに考えております。

○河野(正)委員 ありがとうございました。ぜひ、スピード感を持つてしっかりとやっていただきたいと思います。また、できることがあれば我々も協力していきたいと考えております。

次に、災害廃棄物処理についてお尋ねいたします。

ひ、スピード感を持つてしっかりとやつていただきたいと思います。また、できることがあれば我々も協力していきたいと考えております。

○河野(正)委員 ありがとうございます。そこで、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長名で、「災害廃棄物の受入れの可能性がある施設の整備のための予算を計上しています。」なお、受入条件の検討や被災地とのマッチングを実施したものの、結果として災害廃棄物を受入れることができなかつた場合であつても、交付金の返還が生じるものではありません。」という文書が出ております。

改めて、この件に関する大臣の見解はいかがでござりますでしょうか。

○石原国務大臣 ただいま河野委員が御指摘の点は予算委員会でもう既に私答弁させていただきました。そこで、重複することはお許しいただきたいと思うんですけど、當時、私どもは野党でございました。広域処理、震災後の県内処理のめどが立たない中で、やはりみんなさずなり、助けていこうよ、こういう雰囲気であったことは間違いないと思います。

その一方で、放射能汚染に対する懸念というものは、いろいろな自治体で皆さん御苦労されたと思うんですけど、広域処理の実施も容易でなくて、そんなことであるならば、多少距離は離れていて差があつたから受け入れていただく必要がなくなつたんじゃないかなと思いますので、その辺はいかがなんでしょうか。

○梶原政府参考人 震災の瓦れきにつきましての推計でございます。

まず、災害が発生した場合、それに対する適切な対応をする、あるいは効率的な対応をする、計画的な対応をするということで、災害廃棄物の量をできるだけ正確に把握することは極めて重要であります。

一方で、堺市のように、結果的には受け入れな

くても、検討を行つた、そして実際に施設整備を行つた場合には八十六億円いただけるという考えで、非常に何かもやもやとした、すつきりしない感じがするところです。また、当市の市長が、いただけるもの断つたら市民に損失を与える、ありがたくないのだと考えております。

一方で、堺市のように、結果的には受け入れな

入れを検討し、広域処理を必要とする瓦れき量が減つたこと等によって、昨年八月、環境省が受け入れ自治体を絞り込んだために、結果として堺市には殻が行かなかつたという事実がございます。

このような状況についてどう考えるかということでござりますけれども、前回、私、テレビ中継でございましたけれども、これを見ている堺市皆さん、国民の皆さんが判断されることだというふうにお話をさせていただきましたが、手を挙げづらい状況下で検討いただき、広域処理の推進に寄与したとありますのでちょっと酷なあれかなとは思いますが、それでも、実際に受け入れたところが一億円程度で、改めて、この件に関する大臣の見解はいかがでござりますでしょうか。

○河野(正)委員 確かに、前政権のことだございました。そこで、当時、これは民主党政権でございましたが、実際に受け入れたところが一億円程度で、改めて、この件に関する大臣の見解はいかがでござりますでしょうか。

○石原国務大臣 ただいま河野委員が御指摘の点は予算委員会でもう既に私答弁させていただきました。そこで、重複することはお許しいただきたいと思うんですけど、當時、私どもは野党でございました。広域処理、震災後の県内処理のめどが立たない中で、やはりみんなさずなり、助けていこうよ、こういう雰囲気であったことは間違いないと思います。

その一方で、放射能汚染に対する懸念というものは、いろいろな自治体で皆さん御苦労されたと思うんですけど、広域処理の実施も容易でなくて、そんなことであるならば、多少距離は離れていて差があつたから受け入れていただく必要がなくなつたんじゃないかなと思いますので、その辺はいかがなんでしょうか。

○梶原政府参考人 震災の瓦れきにつきましての推計でございます。

まず、災害が発生した場合、それに対する適切な対応をする、あるいは効率的な対応をする、計画的な対応をするということで、災害廃棄物の量をできるだけ正確に把握することは極めて重要であります。

今回、東日本大震災の発生直後におきましたは、早期にこの大規模な災害に対処するという必要があつたことで、実は、人工衛星の画像を用いまして、浸水区域を特定して、その浸水区域の中にある例えは住宅であるとかあるいは建築物が全て瓦れき化をするという前提で推計をしておりま

す。

その後、実際に人が入りまして瓦れきの処理を開始をいたしました。そうしましたら、それで仮置き場に搬入をするという行為を行つていくわけなんですが、それで実際にどれぐらいの廃棄物があるのかということが徐々にわかつてきます。

また、一旦どつと仮置き場に山と積むわけですけれども、それを処理を始めることによつて、実際は木くずがどれくらい入っている、あるいは土砂がどれくらい入つてあるかといふことも、実は時とともにわかつていくということでございま

す。

具体的には、その結果、例えば、倒壊した、解体をする家屋の数が予想よりも少なかつたとか、あるいは、海に流出してしまつたような瓦れきが相当量に上つた、あるいは、実際にそこにある廃棄物の比重とか物が違つていてといったようなことから、数次にわたりまして宮城県あるいは岩手県の推計量を見直して本日に至つてはいるところでございます。

この交付金につきましては、当時の、平成二十一年三月の段階で導入をさせていただいた、平成二十二年三月の段階で補正を使わせて導入していただいたわけでございましたが、そのときに比べて相当地なくなつていて、この交付金につきまして、二十四年三月の段階でほとんど進んでおりませんでしたので、そういうふうなインセンティブとして十分な機能を発揮したものと考えてございます。

なお、一点ちょっとつけ加えさせていただきま

すと、堺市では循環交付金を扱つていただいておりますけれども、実は、この災害がなくても、堺市自体でそういう施設は必要だつたわけでござります。

そういう意味におきましては、循環交付金の率そのものはこの廃棄物を受け入れない段階でも同じ補助率でございまして、そういう意味では、この震災の廃棄物を受けなかつた場合だとしても、十分にそれはそれとしての必要性があつた施設で

あるということでございます。

ありがとうございます。

○河野(正)委員 ありがとうございました。何か

がなされていて伺つておりますが、道州制が実

現すれば、環境省所管の問題等は地域に移行して

いく問題ではないのかなと考えております。そ

ういう意味で、今はしっかりとした態度で国のス

タンダードというか対応方針を決めていく必要が

あるのじやないかなと思っております。

それに関連しまして、次の質問に移らせていただきます。

先ほど来、質問の中に再生可能エネルギーとい

うことが出ております。原発事故以来、脱原発と

いう言葉を頻繁に耳にするところでありますし、

いつまでも海外に化石燃料を買いに行くとい

うことで多額の費用を費やしているのでは、日本の体

力も弱まつてしましますし、そういう意味から

新たに安全、安心なエネルギーの開発が急がれる

と思っております。

そういう意味で、出力が不安定であるなど多

少の課題はあるものの、相対的に発電コストが低

い風力発電というものは、現時点で大きな選択肢

の一つになるのかなと考えております。

風力発電にも幾つかの問題があり、一つは騒音、

低周波、それから、景観を損なう、設備建設によ

り土地が改変され土砂が流出する、水が濁る、動

植物など生態系への影響が危惧される、また、バ

ドストライクで希少な鳥類の貴重な命が失われて

いくなど多数の事例もあり、問題があるかと思

います。

また、今月、つい先日ですが、京都府で鉄製の

タワーが折れて、四十五トンを超える発電機と風

車が落ちてきたという大きな事故もございまし

た。

そういう環境への影響から、風力発電事業に

おきましても、新たに、平成二十四年十月から環境アセスメントが適用になつたのかなと思っております。

環境アセスメント対象事業に加えるに至つたい

ります。

○河野(正)委員 ちよつとすつきりしないままなんですが、

経緯をお聞かせいただきたいと思います。

○白石政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおりでございまして、

もともと環境アセスメントというものは、下世話

に言えば、何らかの形で土地の改変をする、いじ

るということに伴つまして環境にどのような影響

があるか、大きい影響があるものであるならばそ

の影響を回避する、あるいは低減する、あるいは、

それがかなわない場合は何らかの代償をするとい

うふうなことのために、あらかじめ住民の意見も

聞きつつ環境影響を調べておくというふうな一連

の手続をやるということでございまして、御指摘

のように、風力発電におきましても、そういった

土地の形状の変更、バードストライク等々、御指

摘要ましたようなことをあらかじめ調べてお

いて、回避、低減、代償をするというための方策を

考へるために必要な手続ということでこのたび導

入をされた、このように認識しております。

○河野(正)委員 ありがとうございました。

環境省は、風力発電所におきましては、出力が

一万キロワット以上の場合は環境アセスメントの

対象とされていると聞いております。七千五百キ

ロワット未満の場合は対象外と言われております

けれども、そういうことを念頭に、環境アセス

メントとあるいは自主アセスメントというものは費

用や期間にどれくらいの違いがあるものなんですか

しょうか。お聞かせください。

○白石政府参考人 今御指摘のように、風力発電

の環境アセスメントというものは導入されたばかり

でございますので、まだまだ実績としてどれぐら

いのコストあるいは時間がかかるということはな

いものでございますが、一定の例ええば前提として、

火力発電等々のアセスメントの場合は、アセスメ

ントの手続、これは迅速化をしようとする前の実

績でございますけれども、大体三年ぐらいはか

かっているのだろうということ、それから、風力発電に関して言えば、四万キロワットぐらいの規模の、過去の、法律のアセスメントに近いような内容を持つ各自治体の条例アセスメントの実績をもとに試算すると、大体八千万円程度かかるのかなどいう相場観は持つておりますが、これは個別の事例に応じて値段の変動はございます。

ちなみに、そういうものと自主アセスの値段の差ということになりますと、これも自動的なアセスメントの内容によりますので、これはちょっとと何とも私どもとしては、値段がどれくらい違うのだろうということはちょっとわかりかねるところ

でございます。

○河野(正)委員 お手元に配付しました資料を見

ていただきたいんですけども、今の答弁いただ

いたことをもとに、今、山形県で実際に計画され

ている事例についての環境省としての見解をお尋ねしたいなと思つております。

昨年、平成二十四年八月二十日、山形県と山形

県酒田市が共同で、これが重要なことです、共同で

記者会見を行つておられます。酒田市の海岸に、

図に示してあると思いますけれども、このように

市と県が風力発電施設をつくるということでござ

ります。三基ずつつくる。そして、こういうふう

に地方自治体が積極的に脱原発ということで新た

なエネルギーを確保していくこうということに対し

ては非常に敬意を表するものでありますけれど

も、この計画で、一基当たり二千三百キロワット

なんですね。これは六基あります。

これは、最上川と下の赤川の間が八キロですの

で、この図で見ても、ざつくり見て一キロも離れ

ていないぐらい、ほぼ同じような地域にあります

し、先ほど言いましたように共同で記者会見をさ

れているということで、一基当たり二千三百キロ

ワットですから、六基合計一万三千八百キロワ

トということで環境アセスメントの適用ではない

かと考へておりますけれども、大臣、私と同じ見

解でございますでしょうか。

○白石政府参考人 お答えいたします。

資料として配られたものでございます。法律の解釈としてはこのようないふうなものです。

一つの事業かどうかは、特定の目的のために行われる一連の事業あるかどうかということです。ざいますので、例えば事業主体が同じかどうかとか、あるいは、各事業の間にどれだけ距離があるかといふことが本質的な差ではないわけでござります。

この事業につきましては、一部報道等もございまして、私どもの方も、県、市から御説明を一月になつて頂戴をしておりますけれども、その中で県と市は、それぞれ別個の目的を持つ事業であるといふふうなことで御説明をしておられまして、そういう前提の上に立つならば、法律上の解釈としては、特定の目的のために行われる一連の事業ではないといふうに判断されるところでござります。

○河野(正)委員 繰り返しますけれども、そうしましたら、環境省としてもこの計画を御存じで、県とも相談されたと。そして、別々の事業という認識でよろしいんでしょうか。県は、何かほかの資料等によりますと、環境省の判断を受けて自主アセスメントだと説明しているや聞いておりますけれども、それでよろしいんでしょうか。

○白石政府参考人 実は、正確に言えば一月二十五日でございますけれども、それに先立ちます報道の中で、国がこれは別個の事業であるといふうなことの御説明を地元の方でされておるということを伺いましたので、ちょっとどういうことですかとということで伺いまして、それで、今申し上げましたように、私どもとしてはそういうふうに申し上げたことはなく、それぞれ別個の目的を持つかどうかといふことで判断すべきことなのですかといふなことで御説明をしたところ、県と地元の方からは、これはそれぞれ別るものであつて、個別の事業と判断しております、しかしながら、これは県、市で共同して御説明をするんだといふことでございましたので、共同で御説明する

というのであるならば、その中で、共同で説明をするけれども、別の事業だということをちゃんと説明しないといけませんよということは申し上げたという経緯がございます。

○河野(正)委員 事業目的が、山形県の方では、山形県エネルギー戦略に掲げる目標達成に向け県みずからが風力発電事業を行うことで先導的な役割を担い、県内における風力発電事業の展開に資すること、及び、電気の供給を行う事業者である県企業局として、これまで手がけてきた水力発電事業とともに風力発電事業を実施することにより県内における電力供給の拡大を図ることを目的としたものです。

一方、市は、風力発電発電適地としての役割を果たし、山形県エネルギー戦略の実現に貢献しています。しかし、卒原発、低炭素社会構築への貢献、事業によって得られる利益を広く市民に還元していく、地域が主体となつた資源活用による地域活性化ともうまいがわからないんですけれども、これ、もしよろしければ、大臣、ぜひちょっとコメントをいただけたらと思います。

○石原国務大臣 河野委員の説明を聞いたらちよつと頭が混乱したんですが、局長が答弁しているとおり、別個の事業であるといふうに理解をいたしました。私は精神科の医者なんですが、非常に反することをやつてしまつた。

自治体がみずからこういった形でやっていく、環境アセスメントを得ずに自主アセスでいくというのはいかがなものかなと思います。

また、新聞記事によりますと県企業局は、先ほど答弁いただきましたけれども、法定アセスは期間が三年半から四年かかる、費用は八千万円程度、自主アセスはともに半分程度で済むというふうに認識していらっしゃるということですので、そういう意味で、環境アセスメントを逃れて建設していくということになるのじやないのかなと危惧しております。

そして、同じ事業者であつても、小さく分割して七千五百キロワット未満にしてしまえば対象外ということになれば、もう全く環境アセスメントの意味がなくなってしまう、法が形骸化してしまって、そういうことが危惧されます。

それを行政機関が率先してやっていくと、それは、先ほどからお話ししましたように、将来、道州制に移行したときに、地方によってまちまちで、こういった行動がどんどんふえていくてしまふんじやないかなということがあります。そういう意味で、厳正な法解釈を今の時点でやつておくのがいいのではないかなどと考えております。

続きまして、P.M.一・五の対策についてお聞きいたします。

私は福岡県ということで先ほどからお話ししましたけれども、福岡は、従前より黄砂が著しく、春先には、特に車のボンネット、白いのが黄色くなつてしまつというようなことで、地理的にも中国に近いことがあって、非常に関心が高く、福岡市のホームページ等でもP.M.一・五の警報を出したりということをやつております。極めて意識が高いのですけれども、近年の推移というのはできないといふことなんじやないのかなと思いまして、この成分をしっかりと調べていくことが重要でございます。

それを受けて、一体どこの対策を高めていけばいいのかということをやつしていく必要があるといふことで、総合的な対応が必要といふうに考えております。

今度、そこに中国からの移入の問題もございまして、研究ベースも含めてより広い観点で体制も整備し、それから、実態の把握、研究、対策の検討、こういうことを努めたいといふうに考えているところでござります。

○河野(正)委員 人体への影響というものについてはいかがでござりますでしょうか。

○小林政府参考人 失礼いたしました。

状況でございます。

平成二十一年に環境基準を定めまして、以来、測定局を整備しながら計測をしているところでございます。

大きく申しますと、環境省が昔からの研究ペースで全国のいろいろな箇所ではかつてきておりますが、御指摘ございますように、一貫して、年平均値で見ますと下がっております。

これは、P.M.一・五といふこともございますが、浮遊粒子状物質対策というようなことで、従来から、工場の規制、それから、特に自動車の排ガス規制については逐年強めてきておりますので、そういう効果があるものというふうに考えているところでござります。

○河野(正)委員 改めてお聞きしますけれども、福岡県福岡市では、P.M.一・五の人体への健康の影響、あるいは発生源がどんなもののかとか、あるいは物質の組成、そういうたものを調べてほしいという声が上がつておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

○小林政府参考人 御指摘ございましたように、P.M.一・五は、実は、組成が天然由来のものもございますし、人工的な燃焼などから出てくるものもございます。それから、二次的に空中で生成されるものもあるということをございまして、この成分をしっかりと調べていくことが重要でございます。

私は福岡県ということで先ほどからお話ししましたけれども、福岡は、従前より黄砂が著しく、春先には、特に車のボンネット、白いのが黄色くなつてしまつというようなことで、地理的にも中国に近いことがあって、非常に関心が高く、福岡市のホームページ等でもP.M.一・五の警報を出したりということをやつております。極めて意識が高いのですけれども、近年の推移というのはいかがなものでしようか、お聞かせ願いたいと思います。

むしろ、若干日本国内においては下がつているんじゃないかなという懸念もありますので、お聞きしたいと思います。

○河野(正)委員 人体への影響というものについてはいかがでござりますでしょうか。

○小林政府参考人 失礼いたしました。

健康への影響につきましては、今、国民の関心が高いということで、専門家の会議を開きまして、既存のデータなどももう一回レビューをいたしまして、評価をいたいたところでございます。

そういう中で、環境基準というのはもともと、これを超えれば直ちに問題があるというレベルでは設定しておりますが、そういうことの確認をいたしますとともに、特に、一時的に高い濃度が出てくる日がございます。そこを専門家の目で検討いただきまして、七十マイクログラムというような数字を決めまして、こういうときは注意喚起をしていこうということです。

ただ、これも暫定的なものとして大いに検証をしていこうということです。

○河野(正)委員 先ほど決めていたいと申しますが、一応、専門家の検証を得て、そういう注意レベルについても、外出などを不要不急であれば控えるなどの指針を出して、今、自治体で運用していただいているということです。

○河野(正)委員 地域によつては、我々の福岡県とか福岡市においては、保健環境研究所といつていろいろ研究してそういう蓄積をやつておるところだと聞いておりますが、こうした研究成果や技術について、国として積極的に支援していくという思いはござりますでしょうか。

○小林政府参考人 まず、前提となる測定局を整備していくということにつきましては、国も、総務省と連携して支援をしながら整備を図つていただく、こういうことをしております。

それから、対応策、それから、いろいろなそれとの連携していこうということにしておりますので、そういう中で、自主的な連携はもちろんでございまますし、環境省の支援が必要な部分についてはしっかりと考へていきたいと考えております。

○河野(正)委員 先ほど、答弁の中に暫定指針といふことも言われておつたかと思ひますけれども、國やあるいは地域、市、都道府県によつて基準に差があると非常に国民の皆様は混乱するかと

思ひますので、早くそういう基準をきちんと打つて期限なり、いかがでしようか。

○小林政府参考人 先ほど申しましたように、今、実は測定局の体制をつくるということを自治体にお願いをしておりまして、これがまだまだ目標に達しておりませんので、現状がどうかということも把握が一つ必要でございます。

今、得られるものは海外のものも含めてレビューをしているわけでございますが、さらに充実の必要があるということは、これは専門家の会議からも提起がございます。

それから、さつきも申しましたように、一体どこから出てきて、どういうメカニズムでできているのか。これはかなり、学問レベルも含めてしっかりした研究が必要でございます。

そういう意味で、ちょっと今は直ちにいつと申しあげにくいんでございますが、逐次そういう状況が前進をしていくということを図りながら、そういう中で、健康の問題でもございまますので、なるべく早く検討していくということを心がけたいと考えているところでございます。

○河野(正)委員 ありがとうございます。

春先、これから春に向かいまして、花粉症と相まってこの問題、非常にナーバスな問題になつてくると思いますので、ぜひ早急にお願いしたいな

うことは申し上げにくいでございますが、逐次そういう状況が前進をしていくということを

こから出てきて、どういうメカニズムでできているのか。これはかなり、学問レベルも含めてしっかりした研究が必要でございます。

それから、さつきも申しましたように、一体ど

こから出てきて、どういうメカニズムでできているのか。これはかなり、学問レベルも含めてしっかりした研究が必要でございます。

そういう意味で、ちょっと今は直ちにいつと申しあげにくいんでございますが、逐次

そういう状況が前進をしていくということを

図りながら、そういう中で、健康の問題でもございまますので、なるべく早く検討していくこと

とを心がけたいと考えているところでございま

す。

○河野(正)委員 ありがとうございます。

春先、これから春に向かいまして、花粉症と相

まってこの問題、非常にナーバスな問題になつて

くると思いますので、ぜひ早急にお願いしたいな

うことは申し上げにくいでございますが、逐次

そういう状況が前進をしていくということを

こから出てきて、どういうメカニズムでできてい

るのか。これはかなり、学問レベルも含めて

しっかりした研究が必要でございます。

ります。しかし、この環境という問題は、両国にとりまして戦略的互恵関係の最たるテーマではないかと思つております。

苦しむのは、中国の国民であり、北九州を中心とする日本の国民の方々でございますので、二国間あるいはマルチの場を通じまして、押しつけるのではなくて、互いにこの問題の解決に努めていこうという立場をもつて、協力すべきことは協力する努力を進めていきたいと考えております。

○河野(正)委員 ことし五月に、北九州におきまして日中韓環境相会合が開かれるとお聞きしております。先日来 石原大臣そして井上副大臣、福岡県においてになりましていろいろと見ておられましたけれども、もう時間もありませんので大臣、副大臣どちらかで構いませんが、どういった対応で日中韓環境相会合に臨まれるか、お聞かせ願いたいと思います。

○石原国務大臣 ただいま委員が御指摘されました日中韓環境大臣間会合は、持ち回りで行われている会議でございます。そして、前内閣時代にございました日中韓環境相会合に臨まれるか、お聞かせ願いたいと思います。

本日の委員会においては、P.M.一・五及び黄砂、この問題について既に多くの議論がなされておりますが、私もこの問題について、特に中国との連携のあり方に焦点を絞つて質問をさせていただきたいと思います。

西日本を中心 P.M.一・五の影響、大変に不安視されております。そして同時に、これは中国において、特に北京においては、一立方メートル当たり千マイクログラムを超える、大変に高濃度のPM.一・五が観測されている、このようなこともあって、国民に対する大変に大きな身体への影響が懸念されている状況でございます。

西日本を中心 P.M.一・五の影響、大変に不安視されております。そして同時に、これは中国において、特に北京においては、一立方メートル当たり千マイクログラムを超える、大変に高濃度のPM.一・五が観測されている、このようなこともあって、国民に対する大変に大きな身体への影響が懸念されている状況でございます。

○吉野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○吉野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阪口直人君。

○阪口委員 日本維新の会の阪口直人でございます。

本日の委員会においては、P.M.一・五及び黄砂、この問題について既に多くの議論がなされておりますが、私もこの問題について、特に中国との連

携のあり方に焦点を絞つて質問をさせていただきたいと思います。

○吉野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○吉野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阪口直人君。

○吉野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○吉野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阪口直人君。

方々を中心には懸念が高まっている。この問題は、国内の発生源もございますけれども、国環研の調査によつても、気流の中を汚染物質が飛来していける可能性が否定できない、こういう成果も発表されているところでございます。

中国とは、今政治は冷めておりますけれども、ここは戦略的互恵関係の中で協力できる重要な分野でございますので、これは安倍総理も申しておりますように、窓口はいつも開いている。課長級の会議も二月には持たせていただきました、これからも機会を持つて、ただ一方的にそちらが悪いというような話ではなくて、互いの国民が被害を受けるという立場に立ちまして、この問題の解決のために、バイあるいはマルチの場を使いまして、問題の解決に取り組んでまいりたいというのが基本的な立場でございます。

○阪口委員 この問題について、これまで日本が何をしていないかというと、実はいろいろな努力をしているわけですね。

例えば、日中友好環境保全センターを一九九六年に設立して、さまざまな環境問題に対する共同研究を続けております。現在、中国における環境問題の研究拠点にもなっている、このようにも聞いております。

また、黄砂対策の協力事業ということで、これもさまざま研究を重ね、例えば、早期警報システムの構築ですが、あるいは、その発生源対策として、植生回復技術の収集について議論をしております。

ただ、実際に、ODAを使ってさまざまな技術協力をすると、それがどのような成果を上げているのか。また、その成果に基づいてどのような目標を設定して、結果的に日本にもまた中国に対してもよりよい環境を提供するようなシステムがどこまで機能しているのか。私は、この点についてはかなり懸念も持っているわけですが、このあたり、ODAの成果とそしてその評価システム、どのような戦略によって現在機能しているのか、お伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。

我が国が中国に対して行つてきている環境分野の支援につきましては、全体的な効果を定量的に申し上げることはなかなか難しいところがござります。

他方で、日本の援助が、中国の地方都市における大気、水質改善、人材育成など、中国の環境分野における各種課題の克服にいろいろ貢献をしてきているということだというふうに理解しております。

一つの例として御紹介をさせていただければ、ただいま先生から御指摘のありました日中友好環境保全センターでございますけれども、日本の無償資金協力によって建設整備がされまして、中国環境保護省の直属機関として設立をされております。ここで協力を通じまして、中国政府の環境政策立案能力強化、科学的なモニタリングの能力強化、人材育成等に大きく貢献をしてきております。例えば、日本の公害防止管理者制度を参考にして中国の企業環境監督員制度というのを構築しておりますし、それから、中国における環境アセスメントの実施において住民参加細則を作成するといったような形で、具体的な制度の改善につながっているところでございます。

また、黄砂対策の協力事業につきましては、事前にきちんと達成すべき目標を定めて、それが協力の後に達成されているかどうかということにつきましては、JICAを中心として個別案件ごとの事後評価をやつてきていたるところでございまして、評価の結果についてはJICAのホームページ等でも掲載をされております。

今後とも、ODAの案件の成果の評価、これにつきましてはしっかりと取り組んでいきたいといふふうに考えております。

○阪口委員 今、定量的な評価は難しいという御答弁でしたけれども、評価が難しい理由というのは、これは中国政府が十分に情報を見出さないことがあるのか、あるいは、大変に大きな問題ですか

が大変困難であるということなのか、そのあたり、まずお伺いをしたいと思います。

○小林政府参考人 今、外務省からODAの成果についての御報告がございました。

長い歴史がございますが、特に中心的なものについての御報告がございました。

日中間の環境協力、先生御指摘のとおり、大変長い歴史がございますが、特に中心的なものについての御報告がございました。

こういう中で、場としてはやつているものと考えておりますが、環境問題自体が大変、先生御指摘のように、息長いものであるということ、それから、お互いの経済の発展状況などが時代によつて変わつてしまります中で、なかなか困難を伴う課題ではございますが、お互いの成果、どこが協力することによって強みを發揮するか、こういうことをしつかりレビューしていく必要があると考えているところでございます。

○阪口委員 今伺つてはいるが、これは私の感想なんですけれども、やはり中国という国に対して、例えばODAを提供するにしても、実際にその成果をきつちりとフィードバックしていくとシステム、あるいはそれをさらなる改善につなげていいくというシステムが十分に機能していない。あるいは、中国と日本のさまざまな二国間の政治関係もあって、それを厳しく要求するのが難しい状況にあるのかなというふうにも私は今感じたんですけれども、ODAというのは、当然、国民の血税を使って提供するわけですから、そのあたりの評価というものは非常に厳しく行っていかなくてはいけない、これは本当に大原則だと思います。

そのあたり、外務省の方にお伺いをしたいんですけど、中國に対する過去のODAの評価に関して、問題があるのであれば、その現状について少しお聞かせをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。

ODA改革の一環といたしましても、評価の強化ということはまさにそのとおりでございまして、P D C Aサイクルをきちんと回して、案件を実施した後にきちんと成果を評価し、それを次の計画に反映させていくことで、我々も努力をしているところでございます。

中国に対する援助についての評価がほかの国に對する評価と比べて特段特殊な難しさがあるかと

いいますし、私の認識としては、特に中国だけが非常に難しさを持っているということではないのかなという気がいたします。

いずれにいたしましても、評価については、どうやってそれを定量的に評価をしていくのかといふのは、非常に評価そのものの難しさがございますので、我々も、さらに専門家の意見も受け入れながら改善に努めてまいりたいと思っております。

○阪口委員 今、御答弁、力強い答弁とは私は感じることができなかつたんですが、どちらにしても、ODAの評価をきつちりする、外務省のODAであつても、環境問題に関する環境省とも連動して環境省としての戦略につなげていく、このサイクルをしつかりと構築していくことが中国の環境問題解決に日本が寄与する上で重要なポイントではないかと思っています。

この点について、これまで十分でないところがもしあるとすればぜひ強化をしていただきたい、このようと思つております。

そして、黄砂対策の協力事業の中で発生源対策というものが議論されている。これは環境省のホームページの資料で拝見をしているんですが、この黄砂の発生源対策として最も根本的に効果がある対策、これはどういう対策なんでしょうか。

○小林政府参考人 黄砂につきましては、もともと、砂漠地帯から巻き上げたものが飛んできているわけでございますが、いろいろな開発、あるいは、そもそもこういった問題に対する評価 자체

実験を開始して、そしてガスの生産を開始できた。これは、資源小国である日本にとって、本当に大きな光明であると思います。

同時に、この地域というのは東南海地震の発生が予測されている地域でもあります。本当に今後、海底に穴を開けて、日本の天然ガスの百年分とも言われるメタンハイドレートを発掘していくということが、何らかの環境への悪影響、もしくは地震を誘発する可能性にもつながるのではないかというような、そういう研究者の懸念の声もございます。

○安藤政府参考人 お答えさせていただきます。まさに、今委員御指摘のとおり、紀伊半島の沖合にございます東部南海トラフにおきまして、三月の十二日から昨日まででございますけれども、世界初のメタンハイドレートの海洋産出試験を行わせていただきました。

当初の予定からやや短縮した工程になりました。昨日、大変荒天が予想されたということと、一部ボンプにふぐあいが発生をしたということによりまして、当初の予定よりも工期を若干短縮して、昨日終了させていただきました。

いずれにいたしましても、世界で初めて海洋における産出試験に成功したという意義は大きいことだと思っております。

他方、今御指摘のように、地震も含めまして、さまざまな環境への影響を懸念される声があること、私ども十分承知をさせていただいております。これまで、さまざま分野の技術者の方々にお集まりいただきまして、地震あるいは環境へ与える影響等々につきまして、専門的な見地から御検討をお願いしてまいりました。

まず、地震が起きますプレートは深さ大体十キロメートル前後ぐらいに存在するというふうに言われております。今回の試験を行いました地層

は海底面から大体三百メートルぐらいということでおございまして、地震の挙動とメタンハイドレートの今回の探掘とは、多分関係のない深さで行われているということが専門家の知見でござります。

また、メタンハイドレートの存在する地層といふものは、構造的に大変やわらかくなつておられます。して、いわゆる地震を起こしますひづみのエネルギーというものをなかなか蓄積しにくい構造になつてているということでおございまして、こういった面から、一般的には地震とメタンハイドレートの探掘は関係ないであろうというのが専門家の知見でござります。

他方、地盤沈下あるいは海水への影響というこにつきましては、現場にしつかりとした測定機器を今回配置しております。前後にわたりまして、三月の十二日から昨日まででございますけれども、海水に影響を与えたかどうか、しっかりとモニタリングを行いまして、今後しっかりと評価をさせていただきたいと思っております。

いざれにいたしましても、国民の皆様に、その成果をわかりやすく、客観的に提示させていただきたいと思っております。

○阪口委員 メタンハイドレートは、大変国民の期待が大きな、新たな資源であるということですから、この開発において、また商品化のプロセスにおいても、本当に、日本らしい環境配慮を同時に並行的に進めていく、そういう高い志を持つて、そして日本としての新しいエネルギーを開発していく、このようなプロジェクトになるべきだと思います。

以上で質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○吉野委員長 次に、中島克仁君。

○中島委員 みんなの党の中島克仁でございま

私の地元は、山梨県北杜市といいまして、八ヶ岳南麓の、自然が大変豊かな地域でございます。日照時間は日本でも一番と言われております。そういう、環境問題にも非常に熱心に取り組んでいる地域でございます。

私は、その北杜市で、医師として約十年、在宅医療を中心とする地域医療に従事してまいりました。今、医療問題、地域医療の問題で、その格差は正のために、昨年の末にみんなの党から立候補いたしまして、初当選を果たさせていただきました。

また、五年前に他界をいたしました私の亡き父、自民党的元参議院議員中島真人でござります。石原大臣はじめ多くの方々にも大変お世話になつた方々に改めて哀悼の意を示すとともに、現在もおまだ福島県内を初め日本全国各地で避難生活を強いられている方々に心よりお見舞い申し上げます。

先週の月曜日の三月十一日、東日本大震災からちょうど二年がたちました。震災で犠牲になられた方々に改めて哀悼の意を示すとともに、現在もおまだ福島県内を初め日本全国各地で避難生活を強いられている方々に心よりお見舞い申し上げます。

先日の大臣の所信で、「原子力事故に伴う住民の健康管理や健康不安対策についても、着実に進めます」という言葉について、大変重要なところでもござりますので、御質問をさせていただきたく思います。

福島第一原発事故について、環境省が先頭に立つて取り組んできおられますが、除染事業についてであります。延べ一兆円を超す事業費をかけ、三年かかりで取り組んできおられます。

その除染事業についてであります。二十五年度中に評価をして二十六年度以降はその評価を踏まえて検討するということですが、その評価とはどのようなことを基準に評価するのか、お伺いしたいと思います。

○小林政府参考人 現在、政府で行政的に進めてることにつきましての答弁をさせていただきます。

○中島委員 除染については、さまざまな御意見もあると思います。特に、森林部分では除染対象

す。除染は、実施計画が、平成二十四年度、二十五年度で、特に生活回りなどを中心にやつていて、こういう計画でございますので、これをましまして、年度以降において適切な措置を講ずる、こういう取り進めてまいりたいと思っております。その上で、結果については点検、評価をし、この計画終了以降の対応方策について検討した上で、二十六年度以降において適切な措置を講ずる、こういうことになつております。

先ほどもいろいろお尋ねがございましたが、進捗状況が地域によってまだばらついているところがございますので、大分体制が整つてきたところがございます。こういうものを受けまして、この二年間の除染にまずは全力を挙げていきたいと思います。今後、科学的、技術的な見地からも検討を加えて考えていただきたいと考へているところでございます。

○中島委員 除染の計画の進行度合いを評価するという意味で、その後の評価のあり方につきましては、今後、科学的、技術的な見地からも検討を加えて考えてまいりたいと考へているところでございます。

○中島委員 除染の計画の進行度合いを評価するということでおよろしいですか。除染の効果を評価するということではなくて、除染の計画を進行度合いで評価するということでおよろしいでしょうか。

私は、今後、科学的、技術的な見地からも検討を加えて考えてまいりたいと考へているところでございます。

○小林政府参考人 具体的な評価方法は今後検討していくことでございますが、現時点で考えますと、進行状況、事業の進捗自体が思うようにいつているところ、まだまだ努力が必要なところがござりますので、そういうものも当然評価をしなければならないと思いますし、それから、今、年度末でございまして、本格除染が今年度進みます。この成果が、一応、年度の成果が出てまいりますので、これをしつかり、どのくらい除染の効果が上がったのか、線量低下の効果、これも把握をしたいと思っております。そういうものをベースにして考えてまいりたいと思っているところでございます。

になつていなかろもあり、除染が済んだ地域で、森林地域から風や雨で放射線が飛来してきて再汚染するという事態は現在でも見られるということです。

除染終了、完了宣言ということにはなかなかないとは思つんですが、住民が安心してもの地域に帰還できるようになるまでは、ぜひ続けなければならぬと私は思います。その除染終了、完了宣言というか、そういつた日安というものは何がござりますでしょうか。

○小林政府参考人 今御指摘がありました中で、森林の扱いにつきましては、地元からいろいろ御要望がありまして、今研究ベースで取り組んでいるところでございます。特に、今御指摘あります。特に、今御指摘ありますところでございます。それに、いわば里の方の除染を進めているわけですが、山から出てこないのかという御配があります。

これにつきましては、従来のデータもございますが、またさらに流出があるのかないのか。今までのデータですと、余り出てこないという数字が出ておりまして、安心しているところでございますが、これは念には念を入れて検討しているところでございます。

それから、特に飲み水などに出ないかというチエックは相当広範に、地元の御要望を極力全て承るというような形で進めていたところでござります。そういうことでやつていくということを一言申し上げておきたいと思います。

それで、その除染の終了に何とか早い段階で行きたいところでございますが、先ほど来申し上げてある繰り返しになりますが、専門家の知恵などもいただきながら考えていただきたいと考えているところでございます。

○中島委員 先日、松本市長の菅谷昭先生をお訪ねしてきました。菅谷市長は、先ほどもお話をま

したけれども、医師としてチエルノブイリの事故後約五年間にわたってベラルーシで甲状腺の治療に当たった、その経験をお持ちの方で、今回の福島の原発事故に対してもさまざまな御意見を御発信されております。

菅谷先生は、かねてから、政府は原発事故について過小評価し、除染に対する過大評価をしておかないとおっしゃっております。これを除染したから絶対大丈夫ということではないと。ただ、除染が必要ないと言つてゐるわけではないんです。除染をしっかりと続けていくのと同様に、現在のチエルノブイリの現状から、今後起こり得る健康被害対策にもしっかりと軸足を置くべきではないでしょうかと

私は、冒頭にも申し上げましたが、医師として

の立場から次のこと強い懸念を抱いております。それは、福島の子供たち、その甲状腺がんの発症についてでございます。この問題は、その経緯が非常に大事になりますので、事故から現在に至るまでの放射線曝露に関する御質問をさせていただきたくと

まず、振り返つてみまして、福島の原発事故後、福島においては約七十分人分の沃素剤を用意しておつたということでございますが、政府から指示がなく、結局、服用することはなかつたということになつております。沃素剤が用意されていても、それが放射性沃素といふこともわからず、政府は、非常事態態勢を発令して約百万人の子供に沃素剤を投与しました。結果、ボーランドでは小児甲状腺がんの発症が回避されました。

福島においては、政府、東電から事故時の放射線汚染の推移、例えば、いつの時点でいかなる放射性核種、放射性沃素、セシウム、ストロンチウムなど、どれくらいの量で放出されたのかなどの重要なデータが十分に公表されていないよう思つますが、いかがでしようか。

○黒木政府参考人 お答えします。

安定沃素剤は、屋内退避や避難といった防護措置とともに、放射性セシウムの吸引などによる被曝の予防のため、事前に服用することが望ましいと言われております。

しかし、政府の事故調査委員会報告書におきましては、今般事故の際、国の原子力災害現地対策本部が自治体に対して避難区域から避難時には安定沃素剤を投与することとの指示を出したのは、

おります。この段階では、もう既に避難区域である二十キロ圏内には対象となる住民がいない状況であります。

また、政府及び国会の事故調査委員会の報告書におきまして、平成二十三年の三月十四日、当時の原子力安全委員会から、スクリーニングの値が一万cpmを超えた者には安定沃素剤の服用も指示すべきとの助言がされましたけれども、その指示が国から自治体に適切に伝達されなかつたと報告しております。

以上であります。

○中島委員 結果的に沃素剤は配付できなかつたということだつたんですが、チエルノブイリの原発事故の際には、隣国でありますボーランド、大変すばらしい対応をとつておられます。事故翌日には大気の放射能汚染を確認し、放出された核種の八〇%が放射性沃素といふこともわからず、政府は、非常事態態勢を発令して約百万人の子供に沃素剤を投与しました。結果、ボーランドでは小児甲状腺がんの発症が回避されました。

福島においては、政府、東電から事故時の放射線汚染の推移、例えば、いつの時点でいかなる放射性核種、放射性沃素、セシウム、ストロンチウムなど、どれくらいの量で放出されたのかなどの重要なデータが十分に公表されていないよう思つますが、いかがでしようか。

○黒木政府参考人 ただいま御指摘のありましたものを含めまして、いろいろな反省、検討がござります。そういうことを含めまして、原子力規制委員会におきましては、安定沃素剤の投与に関する最も重要な反省、検討がござります。

福島においては、安定沃素剤の投与に関しまして、現在、原子力災害対策指針の見直しを行つて、その上で、効果も把握をして、どのように見ていくべきかということにつきましては、専門家の知恵などもいただきながら考えていただきたいと考えているところでございます。

○中島委員 チエルノブイリの事故から、もう二十七年がたちます。

事故から毎年一人、二人の発症だつた現地の子供の甲状腺がんが、五年目に一気に二十八人、六年目には五十五人、十年目にはピークを迎え、九年になりました。子供の甲状腺がんは通常百万

人に一人と言われていますから、大変多いと言わざるを得ない状況でございました。チエルノブイリの事故が原因であると考えるのが普通だと思います。

福島においては、資料の新聞記事にもございます、震災時十八歳以下の子供の甲状腺検査において、甲状腺がんが三人、疑いが七人という結果が出ました。

この結果について、福島県立医大の鈴木先生は、このような大規模な疫学調査は今まで前例がなく、比較ができない、そしてまた、チエルノブイリでは、事故後最短で四年後に発症が増加していくなどの理由から、もともとあつたものを見つけた可能性が高い、原発事故との因果関係は考えにくく、この現状の中で、甲状腺がんが三人、疑いが七人、有識者でもあります先生のそれに対するコメントに対してもどうお考えになりますか。

○佐藤政府参考人 今御質問をいただきました、甲状腺検査それから甲状腺がんの発見ということでおございます。

御存じのように、福島県では、県民の健康を長期に見守るという観点で県民健康管理調査を実施していただきおりまして、私ども国といたしまして、その実施に必要な七百八十二億円というものを交付金の形で拠出するなどして、財政的な支援はもとより、技術的な支援についても、役割分担のもとで取り組んでいるところでございます。

今御質問がありました、放射線による甲状腺への影響という点でございますけれども、事故時に十八歳以下であつた子供さん、これは全部で三十六万人ぐらいいると計算されておりますけれども、こうした方を対象にいたしまして、甲状腺検査を二十六年の三月末までに実施するということで計画的に実施していただきおりまして、一巡目の検査はそこで全て終了するということになつております。もう少し丁寧に説明しますと、現在のところで、ちょうど半数に当たる方の検査が済

んでいるという状況です。

今御質問いただきましたのは、三名の方が甲状腺がんということでございました。これは、実は平成二十三年度、四年度そして二十五年度と三年計画で一巡回を実施するわけですが、平成二十三年度に実施をいたしました三万八千名の方の中から、三人が甲状腺がん、そして七名が甲状腺がんの疑いということでござります。

され、これで知られてしるが、依るに、先生がお話しになりましたチエルノブリトか、あるいは、ちょっと内容は違つてますが、地域がん登録という形で、有症状、あるいは何かほかの病気がある、自覚があるということで病院を受診したり、そういう形で発見された方による地域がん登録、こういったようなところで発見される値よりは相当高いレベルで発見されている、これは事実でございます。

ただ、これは冷木真一先生を初め、それから県

民健康管理調査の検討委員会の専門家がおられますが、こうした専門家の意見を聞きますと、原発の事故から、今も申しましたように平成二十三年度の検診の対象者の中から出ていますので、原発の事故の影響と考えるには余りにも時間が短いと いうようなこともありますし、また、今の御質問の中にもありましたように、今までこういう形で無自覚、無症状の方に對して悉皆の調査をしたことがなかつたので、そういうことも念頭に入れながら、事実は事実として、今後丁寧に評価、分析をしていくべきだらうというふうに伺つております。

○中島委員 きょう、ヨード剤の件からちょっと振り返つてみたのは、実はその経過が非常に大事でありまして、放射線被曝の問題、もちろん、小児の甲状腺がん、放射性ヨードの問題、あとセシウムの問題もござります。セシウムはもちろん半減期も長くて、これから予想もしないようなことが、まあ、今チエルノブリイでも現在進行形。小児の甲状腺がんや放射性ヨードに関して言いますと、まず、原発事故直後、どのぐらいの核種

がどのぐらい放出されたのかということ、子供たちの動向、そのときどういう行動をしていたのか、そういったことが余りにも今明確というか、そういう中で、有識者であります先生方が本当にそういう情報の中からそういう判断をなさつたのかというのが非常に疑問なところがあるんですね。

おっしゃっていたいたように、今三十六万人を対象に甲状腺検査が実施されております。さらに、福島と他地域を比較するために、青森初め三県でスクリーニング検査をしている。検査の結果は今月末ということですね。

今回の福島での検査結果を受けて、原発事故と甲状腺がんとの因果関係について、恐らくその結果をもとにまた判断をするということなんでしょうけれども、今回の検査結果はともかく、今後甲状腺がんの発生が増加することは間違いない、懸念されることでございます。私はやはり万全の対処をするべきだと考えるんですが、大臣のお考えをお聞かせください。

○佐藤政府参考人　お答えをいたします。

今御質問の中で図らずももうお話しいただきましたけれども、私どもも、福島県の県民健康管理調査の枠組みで行われている超音波検査が、これがこれで妥当なのかどうかということは検証しなければいけないということで、福島県に任せただけではなくて、環境省としてできることは何かというふうに考えまして、長崎、それから先生の御地元である山梨、それから青森という三県にお願いをして、合計で四千五百人のほぼ同じ年齢層の方の御協力を得まして、同じような手順でもって超音波検査を実施しました。

先生はお医者さんでいらっしゃいますからお気づきになると思いますけれども、こうした形で、いわゆるコントロール群のような形で調査をしますと、調査ないしは検査自身の妥当性のようものが検証できるんだろうということで、かなり急いで調査を行いまして、概況は先般発表したところでございますし、詳細な、もう少し年齢の調整

○ 佐藤 政府参考人 お答えをいたします。

たちの動向、そのときどういう行動をしていたのか、そういったことが余りにも今不明確というか、そういう中で、有識者であります先生方が本当にそういった情報の中からそういう判断をなさつたのかというのが非常に疑問なところがあるんですね。

おっしゃっていただいたように、今三十六万人を対象に甲状腺検査が実施されております。さらには、福島と他地域を比較するために、青森初め三県でスクリーニング検査をしている。検査の結果は今月末ということですね。

今回の福島での検査結果を受けて、原発事故と甲状腺がんとの因果関係について、恐らくその結果をもとにまた判断をするということなんでしょうけれども、今回の検査結果はともかく、今後甲状腺がんの発生が増加することは間違いない、懸念されることでございます。私はやはり万全の対処をするべきだと考るんですが、大臣のお考えをお聞かせください。

も含めた調整は今月末にでき上がると思ひますけれども、そうしたことと含めて、調査、検査そのものの体制が妥当かどうかかということはこれで検証していきたいと思います。

また、そもそも、今の御質問にもございましたように、甲状腺がんとの関係を見るのであれば事故直後の沃素の放出量、そしてそれによる被曝線量がどうかということが非常に重要な要素になります。

このことも、福島県のみにお任せをしていてもなかなか難しい部分がありますから、まず一つ目は、行動記録による外部評価はどうかということです。そこで、福島県の基本調査で実施していただいている行進記録の結果をもとに、放医研、放射線医学総合研究所で協力をしてコンピュータープログラムをつくりまして、この中で行動記録による外部被曝量、こういうものを推計しております。

あわせまして、一番重要な沃素の被曝量につきましても、これもやはり福島県だけでは難しいのですで、環境省の事業として捉えまして、被曝線量の

も含めた調整は今月末にでき上がると思いますが、それでも、そうしたことと合わせて、調査、検査そのものの体制が妥当かどうかということが非常に重要になります。

また、そもそも、今の御質問にもございましたように、甲状腺がんとの関係を見るのであれば、事故直後の沃素の放出量、そしてそれによる被曝線量がどうかということが非常に重要なことがあります。

このことも、福島県のみにお任せをしていてもなかなか難しい部分がありますから、まず一つ目は、行動記録による外部評価はどうかということです。そこで、福島県の基本調査で実施していただいている行進記録の結果をもとに、放医研、放射線医学総合研究所で協力をしてコンピュータープログラムをつくりまして、この中で行進記録による外部被曝量、こういうものを推計しております。

あわせまして、一番重要な沃素の被曝量につきましても、これもやはり福島県だけでは難しいので、環境省の事業として捉えまして、被曝線量の推計ということで、放射線医学総合研究所に委託をする形で実施をしておりまして、去る一月二十七日にシンポジウムの形で概況を報告いたしました。

もちろん、先ほどお話をもありましたように、原子力発電所の事故、また、事故のみならず、その事故がともと津波によって引きこされたということから、モニタリングポストを初めとする当時のデータがなかなか難しいということになりますから、幾つかの推計を重ね合わせてのデータの再構築という事業になりますが、こうしたことも報告を行つております。今後も、推計値と実測値の照合などをしながら精緻なデータを集めますまいりたいと考えております。

こうしたことによりまして、恐らくは甲状腺がんの発生の予測ないしは全体の被曝線量もわかつていくということで、こういう地道な作業を多方面にわたって続けていきたいと考えております。

○中島委員 やはり、いまだにはつきりしていません
いという現実だと思うんですね。
後追い調査というか、非常に、先ほど言つたように、放射線被曝の問題は、その当時、事故直後
の現状これから、セシウムに関して言いますと、先ほども言いましたように、チエルノブイリでも
現在進行形です。科学的にはなかなか判明できません
いような異常な部分も現地では起こっている。それをこれから日本が背負つていくということ。
小児の甲状腺がんの話になりますと、当時十八歳以下の福島県内の子供を対象に、最初の甲状腺
検査を二年半以内に、その後は二年ごとに検診を行ふということになつていますけれども、要するに、その頻度そのもの先ほども言つたように、私も医師ですからと言われたんですが、甲状腺工
コー自身、そんなに難しくはないですけれども、やはり誰でもできるとやうのではない、テクニカルなところも少しあるということを含めます
と、現地のチエルノブイリの医師にも聞きました
ところ、やはり半年に一回、そういつた頻度でしか
かりとやつていくことが必要なんじゃないかな。
チエルノブイリの四年目から増加傾向といふことを参考にするのであれば、放射性核種がどのくらい出たのかとすることが不明、行動記録もまだ不明ということを考えればチエルノブイリの四年目から増加というのは、チエルノブイリにおいては四年目にそういう調査をしたんですね。ですから、その前からもう出ていた可能性は全く否定できません。福島の今回の事故、その核種の問題も含めて不明な点が非常に多いということを考えますと、やはり今の体制自体が、これから調査していくにしても、現時点が本当に適切かどうか、非常に疑問だと思います。
それについて、大臣にお話を聞きたいと思います。

達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定するものとします。

第三に、地球温暖化対策計画の案は、地球温暖化対策推進本部において作成することとします。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でござります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようにお願いを申し上げます。

○吉野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時一分散会

第八条第三項及び第四項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。
第九条の見出しを「(地球温暖化対策計画)」に改め、「平成二十一年において」を「少なくとも三年ごとに」に、「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、同条第一項中「平成二十一年において」を「少なくとも三年ごとに」に、「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、「長期的展望」を「前号に掲げるもののほか、長期的展望」に改める。

第十二条第一項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、同条第二項中「長期的展望」を「前号に掲げるもののほか、長期的展望」に改める。

対策推進本部の所掌事務の変更を行うとともに、三つ化室素を温室効果ガスに加える等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第一条中「すべて」を「全て」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

地球温暖化対策計画」に改める。

水」に改め、「及び大気」を「、大気及び海水」に改め、同条第三項に次の「一号」を加える。

七 三ふつ化室素
第二章の章名を次のように改める。

第二章 地球温暖化対策計画

第八条の見出しを「(地球温暖化対策計画)」に改め、同条第一項を次のように改める。

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第三項に「一号」を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(政令への委任)
2 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策計画を策定することとし、地球温暖化